

平成 16 年 度 第 1 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 4 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分  
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

# 第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 6 年 4 月 1 4 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

## 3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号 議 案 八王子市公立学校教員の措置の内申に関する事務処理の報告について

第 2 第 2 号 議 案 八王子市公立学校教員の措置に関する事務処理の報告について

第 3 第 3 号 議 案 八王子市公立学校教員の措置の内申に関する事務処理の報告について

第 4 第 4 号 議 案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について

第 5 第 5 号 議 案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告について

第 6 第 6 号 議 案 平成 1 7 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要領について

## 4 報 告 事 項

- ・教育委員会事務局等職員人事異動の状況について
- ・不審者に関する情報について
- ・八王子市特別支援教育移行計画実施要領について
- ・東京都特別支援教育体制・副籍モデル事業の指定について
- ・平成 1 6 年度入学式の実施状況について

---

# 第 1 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成16年4月14日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

- 第1 第7号議案 八王子市教育委員会事務局等職員に対する措置について
- 第2 第8号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事について
- 第3 第9号議案 八王子市公立学校教員の措置について
- 第4 第10号議案 八王子市公立学校教員の措置の内申について

---

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(3番)	名 取 龍 藏
委 員	(1番)	小 田 原 榮
委 員	(2番)	細 野 助 博
委 員	(4番)	齋 藤 健 児
委 員	(5番)	成 田 一 代

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	成 田 一 代
学 校 教 育 部 長	坂 本 誠
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	鎌 田 晴 義
施 設 整 備 課 長	穂 坂 敏 明
学 事 課 長	有 山 真 人

学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	小海清秀
指導室指導主事	千葉正法
生涯学習スポーツ部長	高橋昭
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当) 兼図書館長事務取扱	西野栄男
生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	奥野光孝
文化財課長	佐藤広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	福田隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	柳田実
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
指導室主査	矢崎文雄
指導室主査	新井雅人
指導室主査	浅岡陽子
指導室主査	上野芳正

#### 事務局職員出席者

教育総務課主査	小柳悟
教育総務課主査	嶋崎朋克
担当者	石川暢人
担当者	後藤浩之

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成16年度第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 齋藤健児委員 を指名いたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

また、議事日程、第1号議案から第3号議案まで及び追加日程、第7号議案から第10号議案までにつきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

名取委員長 それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

初めに、日程第4、第4号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、第4号議案について御説明いたします。

第4号議案は、教育委員会事務局の管理職に関する人事でございますが、これにつきましては、権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において別紙のとおり事務処理をしたところでございます。同条第2項の規定によりこれを御承認いただきたく議案として上程しているものでございます。

次のページでございます。まず、部長級でございますが、3月31日付の退職として、学校教育部長、水野直哉が退職となっております。

それから、課長級の退職でございますが、生涯学習スポーツ部主幹、市民体育館長、甲の原体育館長の岡部晴夫、それから、次のページの生涯学習スポーツ部主幹、南大沢地区図書館・公民館担当、南大沢図書館長副参事、西山孝が同じく退職となっております。

それから次に、4月1日付の職員人事でございますが、部長級でございますが、生涯学習スポーツ部参事、中央図書館館長として西野栄男でございます。

それから、大熊誠につきましては市長部局への出向ということになっております。

それから、次のページでございますが、学校教育部次長兼学校教育部教育総務課長、坂本誠が学校教育部長ということでございます。

それから、学事課長、望月正人が学校教育部次長兼ねて学校教育部教育総務課長ということでございます。

それから、生涯学習スポーツ部文化財課長、佐藤広が同部の次長兼ねて生涯学習スポーツ部文化財課長ということでございます。

それから、鎌田晴義でございますが、学校教育部主幹、企画調整担当の主幹ということになっております。

小海清秀でございますが、学校教育部の主幹、学区等調整担当、それから、特別支援教育・指導事務担当ということで兼任の主幹でございます。

それから、福田隆一でございますが、生涯学習スポーツ部主幹、市民体育館、甲の原体育館長ということで発令しております。

それから、柳田実でございますが、生涯学習スポーツ部主幹、南大沢地区図書館・公民館担当、南大沢図書館長ということで発令をしております。

それから次に、市長部局への出向になりますが、学校教育部の主幹でございました後藤正幸が市長部局へ出向になります。

それから、同じく学区等調整担当の尾川幸次が市長部局の方へ出向でございます。

それに新校開設準備担当の萩生田孝も市長部局への出向でございます。

それから、学校教育部教育総務課長の課長補佐兼教育総務課主査でございました有山真人が学校教育部学事課長ということで発令をしております。

第4号議案については以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員　最初の部長級のところの説明を聞き逃してしまいました。もう一度教えていただけますか。

望月教育総務課長　3月31日の退職といたしまして、水野直哉、部長級の退職であります。それから、課長級の退職で、岡部晴夫と西山孝でございます。

それから次に、教育委員会に転入ということで、部長級で西野栄男が中央図書館長ということになります。

齋藤委員 水野さん、岡部さん、西山さんのところ、下のところに「市長部局へ出向を命ずる」とありますが、その内容が少しわからないです。

望月教育総務課長 もともとの任命権者というと語弊がありますが、八王子市長の方に出向を命じて、市長の方から退職の発令という形をとっております。

小田原委員 任命権者が違うからということですか。

望月教育総務課長 直接には、水野部長にしても、3月31日になるまでは教育委員会が任命権者でございますけれども、一度、八王子市長の方に出向していただきまして、八王子市長から退職の発令をするという形になっております。任命権者をかえて、八王子市長が任命権者になり、そこで退職の発令という形をとっているということでございます。

小田原委員 なぜ、教育長が退職を命じられないのですか。

坂本学校教育部長 過去の経過はあったようですけれども、最終的に退職時にそれぞれの任命権者のもと、教育委員会でない任命権者も含めているわけですが、退職時には市としてすべてを市長部局に置いて、そこで退職の発令を出すということで、いわば統一的な取り扱いをしていこうということでございます。大分前になると思いますが、そのような方法で市はしているというところでございます。

名取委員長 本市ではそのようにしているということですね。

小田原委員 教育委員会には採用、解職権がないからではありませんか。

坂本学校教育部長 それぞれの任命権者が任命に関する権限そのものは持っているわけですが、特に八王子市の場合には、人事委員会は置いておりませんので、人事委員会にかわって市長が統一的な人事制度はくみ上げていくことにはなりますけれども、直接教育委員会採用ということも過去においてはございました。職員を教育委員会が直接採用する。それから、特に学校に勤務しています市費支弁職員については、退職発令も教育委員会において発令をするというふうな形をとっておりまして、いわば慣行として、通常の行政職員については幾つかの任命権者を、つまり、異動という形で渡り歩きますので、退職時は一括しようと慣行として置いていることでございます。ですから、直接発令する権限がないということとは違うというふうに考えております。

小田原委員 慣行としてやっている話を教育委員会でなぜ諮らなければいけないのですか。

名取委員長 こういうふうになりましたという報告でよろしいかと思えます。

坂本学校教育部長　教育委員会の事案決定のあり方の問題ということと、実質的なところでの御議論をいただける教育委員会の会議のあり方ということもございますので、事案決定のあり方も含めて検討してまいりたいと思います。

小田原委員　大事なことから言っておきますけれども、前に請願の話がありましたけれども、結局、教育長の権限で、専決で処理したという話でした。そのときの3つ目の理由が、教育委員会でそういうような事柄を十分審議してきた事項だからといって専決にしたわけです。どういうことかということ、十分審議しなきゃいけない話と、しなくてもいい話というのはあるわけで、そういうものについて振り分けて、定例会に出すものは審議すべきものをきちんと出してくださいという話をしているわけです。ですから、今みたいに慣例でやっているような事柄というのは承認を求めることなどしないでほしい。

名取委員長　ほかに御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御意見は、今のことでいいですね。

本議案については、ただいま意見が出ましたけれども、参考にして今後進めていただきたいと思います。

第4号議案についてはそのように決定させていただきますけれども、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ありがとうございます。

名取委員長　次に、日程第5、第5号議案　八王子市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則設定に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長　それでは、第5号議案について御説明します。

これにつきましては、14日付ということで、過日決定しております。4月9日付で事務処理をしたものでございますが、心身障害教育に関する業務につきまして、学事課から指導室の方に移管するという内容で事務処理をいたしましたので、御承認をいただきたいということで議案として上程したものでございます。

内容につきましては、2ページ目の庶務規則の一部を改正する規則を公布するというところでありますけれども、さらにその次のページ、第5号議案関連資料をごらんいただきたいと思います。

右側が現在の庶務規則の規定でございまして、左側が改正後の規定になります。右側の学事課の(6)に「心身障害学級に関すること」ということで、心身障害学級の就学の相談、学級の編制、それから、心障学級にいる児童生徒についてのさまざまな補助関係、就学援助関係ということ学事課の方で一括して行っておりました。左側の「新」というところでございまして、指導室の方に(4)ということ心身障害教育に関することと改正いたしまして、学事課としては、(6)を削除して、それぞれ(7)、(8)を繰り上げるという形での改正で事務処理をしたところでございます。

理由でございまして、心身障害教育につきましては、学事課で担当していましたが就学相談、それから指導室の方で指導主事を中心として行っております就学指導のより一層の連携を図ることが求められているということ、それから、学事課で行っております就学指導、これにつきまして、特別支援教育への方向を志向する中で、その役割が総体的に低下して、就学後の指導、一人一人の特別のニーズに応じた教育が必要だという方向に重点を移すという中で、指導室において就学相談から就学後の指導まで一貫して担当できるということが心身障害教育の充実に資するということで移管したものでございます。

これに伴いまして、人員としても、指導室の方に、こちらを担当する事務職員として3名の配置をしております。そのほか、指導主事の方で、心身障害教育にこれまで以上に担任できるような措置をしているところでございます。

説明は以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

小田原委員　学級を教育に変えたということで、この違いがあるわけだろうけれども、心身障害学級を設置するのはどこがやるんですか。就学援助のところをやるのか、学級編制に関するそこでやるのか。

望月教育総務課長　学級の設置ですとか、学級の編制については、基本的には学事課の方で行うことになります。ただ、実質的に学級の編制につきましても、就学指導と相当深い関連がありますので、基本的な実務では指導室の方で担当することになるというふうに考えております。

小田原委員　ほとんどが指導室に移るという理解でいいのですか。

望月教育総務課長　実務的には、どの学校に行くかということを決めるのは、就学相談を行ってからということになります。今回の改正では、就学相談事務自体が指導室に移り

ます。例えば第一小学校の固定学級が何人になるかということについては、就学相談の中でほぼ固まりますので、実質的には指導室になると考えます。ただ、学級編制ということになりますと、学事課の方で学籍の問題がございますので、最後の学籍というところでは学事課が担当することになるということでございます。

名取委員長 ほかに御質疑はございますか。

小田原委員 いずれ後の方に出てくる話と関連するのですが、非常に難しい問題を抱えているので、うまくやるためにこのように改正したのだらうと思いますから、連携をとってすすめてください。うかつだったなと思うのは、前回、そういう話のときに言うべきだったかなと思ったのですが、こう見ていくと少し気になりますね。

細野委員 職務権限が引っかかってくるから、両課にこの項目があった方がやりやすかったのかもしれない。でも、そこは、小田原さんがおっしゃったように、連携をとってすすめていただくということをお願いします。

名取委員長 ほかに御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御意見もないようであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第5号議案については、ただいまの説明、そして、今後改良の余地もあるということ踏まえて、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

よって、第5号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第6、第6号議案 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要領についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要領につきまして、八王子市の教育委員会の案を資料のように5ページにわたりにわたりまして作成いたしました。御審議の方をお願いしたいというふうに思っております。

補足説明の方を担当の係長の方から申し上げます。

矢崎指導室主査 第6号議案 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要領に

ついて御説明いたします。

小学校で使用される教科書は平成17年度から新しくなりますが、今年度は、八王子市が使用する教科書はどの発行社のものを使用していくかという採択という業務があります。本来であれば、東京都を通じまして、文部科学省から採択に関する通知を受け取ってから要領を作成したいのですが、現在まだ届いておりません。東京都によりますと、前回の平成13年度から大きく変わっている点はないということで、前回と同様に行ってもらえばよい。また、前回の採択の後に通知されております「教科書制度の改善について」にそって行ってもらえばよいと聞いております。

関連資料ということで配付しております「教科書制度の改善について」では、1として、調査研究の充実に向けた条件整備の中で、(1)十分な調査研究期間の確保というのがございます。(2)保護者の意見等を踏まえた調査研究の充実というのもございます。

2として、採択手続の改善について、(1)市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化については、本市では該当いたしません、(2)静ひつな採択環境の確保、(3)開かれた採択の一層の推進と通知されています。

それらを盛り込みまして、採択要領を作成しておりますので、この要領に沿いまして、教科書の調査研究を進めていきたいと考えております。

先ほどの東京都からの説明を待っておりますと、検討組織をつくることのおくれてしまいますので、前回の懇談会でいろいろと御意見もいただきまして、事務局でいろいろ検討を行いました、要領を変えることなく、前回の懇談会でお示したような形でと考えております。

学校に負担をかけ過ぎるのではという御意見もございましたが、教科書は現に使用している立場の教員がおのおのの教科書の特色なりを研究した方がよりわかりやすい報告資料を作成するのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 前回の懇談会の中でも、皆さんの委員の中から、これにかかるエネルギーには大変なものがあるので、もう少し簡略にできないかという話は強くお願いしたと思います。今の御説明ですと、それは全く何も変わっていない。前回の資料とそのままというのであるならば、前回、懇談会で一生懸命意見を言ったのは何だったのかという思いです。私も

前回の採択のときには保護者代表の中に入っていたのですが、余りにもこれにかけるエネルギーがもったいなく感じました。もう少し簡略化できるのではないかとというのは再度申し上げたいと思います。指導室としては無理なのですか。

岡本学校教育部参事 これにつきましては、近隣の市のこれまでの状況とか、これまでの教科採択の流れの中では、ほぼこの形をとっているということで、まず基本線は変えずに案としてもう一度示しました。

ただ、教育委員会に調査、検討した内容を報告するに当たりましては、校長等を委員長とした検討委員会の組織と、実際に学校の教員が行う調査部会等の組織が一緒になりまして、充実した調査検討を行うということがありますので、そのような仕組みについては変えず、教育委員会の方に充実した資料を提出することによって、検討の調査時期が8月15日から8月31日まで延びましたものですから、その延びた時期も含めまして、十分な資料の中で教育委員の皆様方に適切な採択をお願いする、そういう流れで考えた資料でございます。

細野委員 提案したいと思います。教科用図書選定検討委員会は評価項目をつくってください。その評価項目の具体的な評価を下すのは評価別調査部会、それに基づいて各小学校はまたもう1回検討して、すり合わせをしてから教育委員会の方に持ってきていただきたい。

もう1つ、学校選択制にしたわけですから、中学校の場合には、教科書は少し選択の幅を各学校の先生方に渡してもいいのではないかと考えています。そういう意見を持っていますけれども、皆さんはどういうふうにお考えですか。

小田原委員 3年前とはどこが違うのですか。

岡本学校教育部参事 3年前と変わっておりません。

小田原委員 その1年前はどうですか。

岡本学校教育部参事 その1年前は、ちょうど学習指導要領の改定のと看で、大幅に変わったというふう聞いております。

小田原委員 どこがどのように変わりましたか。

岡本学校教育部参事 関連資料の中に少しありますけれども、十分な調査期間の確保とか、教科書の内容については、教科書見本が送付され次第速やかに十分な調査期間をとることとか、保護者の意見等を踏まえた調査研究の充実というのが前回の後に出てきたものです。ですから、その前は、調査期間が十分でなかったり、保護者の方々も入っていな

かったりというふうに推測されます。

小田原委員 違ったのはそこですね。つまり、このフローチャートに基づいて話をしていますけれども、このフローで言うと4年前とどこが違いますか。

岡本学校教育部参事 前回とはほとんど変わっておりません。

小田原委員 前回のことではありません。教育委員会が教科書を採択するという基本は変わっていない中で、先ほどの事務局の説明だと様々な要因があっこのようなフローにしたということでしたから、それ以前とこの形とはどこが違うのかを聞いているのです。

岡本学校教育部参事 フローチャートの流れそのものは基本的には変わっていないと思います。前回の懇談会等の意見、それから、文部科学省あるいは都教委の方で示している通知に基づいた調査研究を十分に進めていくという観点から、それぞれ検討委員会とか調査委員会の中でも、資料収集の方法でありますとか、それから、学校からの情報の吸い上げとか、さらにそれをもとに教育委員会の方にどのような形で情報提供して最終的に決めていただくか。そのような具体的なところでの改善がありますので、これについては、実際の事務作業の要綱の中にすべて盛り込まれてくるというふうに考えております。

齋藤委員 恐らく平成11年のときに、初めて保護者が教科書採択の中に入ったと記憶しています。今の説明のとおり、それまでは入っていなかったと思うんです。平成11年、私は小学校PTA連合会の役員をやっている状態で、そのとき代表で出席しました。今年、初めて保護者が入りましたという説明を受けました。

ただ、会議そのものの流れは、私が見た限りでは、今までどおり、恐らく粛々と何にも変わっていないような感じで進んでいるような様子だったです。保護者の意見といっても、何にも意見を言うところがない。ただ我々は見ているだけだったというのが現実で、恐らく流れはずっと変わっていないと思います。あのとき、もう少し意見を言えれば、どんどん言うべきだったんです。

細野先生が言われたとおり、私も小学校なんかは各学校で選択して十分いいと思います。そのあたり、教科書採択については、もっと斬新に新しく、これに費やすエネルギーを子どもたちのために使えるところに使っていただきたい。すべての学校が1社だけを使うというのは、考え方が古いと思います。それこそ学区選択制になって、特色ある学校づくりという中では、学校で教科書を選んでも十分だと思いますけれども、そんなふうに変えられないんですか。何がネックになっているのですか。

岡本学校教育部参事 公立小中学校の場合は、法律的に教育委員会で採択するということ

になっておりますので、法律が変わらない限り、これは学校ごとというのはいけないことになっております。

細野委員 それは、法律の中に、1つとして決めると書いてあるのか、複数教育委員会として候補を挙げて、あとは勝手に選びなさいという形にしていいのか、そのあたりはどういうふうに書いてあるんですか。

岡本学校教育部参事 今持っていないんですが、たしか1種目について1つと規定されているはずです。

小田原委員 教科書採択の基本的な部分、そういうのは変わらないわけです。変わらないけれども、何故今みたいになってきたかということ、言いにくいから言っていないのだと思いますけれども、流れとして保護者が入ったということ、法律には保護者を入れるべきとはなっていないですね。

岡本学校教育部参事 なっていません。

小田原委員 なっていませんでしょう。だけれども、骨子は変わらないのに、何故そういうことになってきたかということです。これはもともと学校がほぼ決めていたような流れがあったと思います。もともとは教育委員会が決めるというのに、ほとんど教育委員会は形骸化した追認の形だけであった。八王子の教育委員会とまさに同じです。だから、それはいけませんということで、東京都がいろいろ言い始めた。だから、市区町村は東京都からの方針が示されないとかいう話になってしまうわけです。東京都が言うからいけない。八王子市として、東京都は別にして、こういう方針に基づきこういうふうにしますと言えばいい話だと思います。

今、お二人は、学校の先生方に任せた方がいいのではないかとやっているわけだから、その流れを変えてきたのが今回のパターンですというふうに説明しないといけないのではありませんか。何故、学校の意見を入れないのかという話がされているわけですから。

細野委員 私も素人だからわからないのですが、もともとの教科書の内容については、検定官がきちんと検査しているわけですよ。どの教科書だって、ある一定の水準は皆持っているわけです。水準がそれでいいかどうか、判断はまた別だけれども、ある程度の水準はあるわけです。だから、質的にはもう保証されている。その後の、どういう形で選択するかというのは、それぞれの学校の事情とか、先生方の識見とか、そういうものによるわけだから、なぜそこに任せることができないのだろうかというのが疑問です。

例えば八王子では中学校に自由選択制を導入した。小学校はそうではないから、自由度

がないから1つでいいかもしれないけれども、中学校はそれを生かしていいはずである。あるいは小学校の場合にも、教育委員会として、1つという法律があるのだったら、その法律を何らかの形で明文化してあるのだったら、とるような形のことを考えなければいけないのかもしれない。教育特区です。そこを少し私は考えてほしい。

だから、今回はそこまでいかないから、まず、選択のスキームをちゃんとして、どの委員は何をやる、教育委員会の方には、どういうプロセスをとって我々のところにその決定の資料が上がってくるのか、そこのところのスキームをきちんとしてほしいというのが要望です。

岡本学校教育部参事　今回の資料につきましては、そのようなことまで触れた資料になっておりませんので、これから採択事務の流れをさらに細分化して、役割分担と、それから、どのような観点で進めていくかということも含めまして整理をしてみたいというふうに思っております。

小田原委員　評価事項を検討委員会がつくって、評価は調査部会がやるということだと思いますけれども、これは前にも申し上げましたけれども、今使っている教科書についての評価、特に八王子は1冊に決めてそれを全部に使わせているわけですから、それについて、ほかはどうカバーできているのかということが欲しいわけです。そこで、こういうふうに細分化が欲しいと。

それが1つと、調査部会のところだけ「各ブロック毎」というのが入ってくるんだけど、これは必要ですか。検討委員会のところはブロックというものが無い。もっと言えば、ブロックというのは、それほど意味があるのかどうか。

岡本学校教育部参事　検討委員会の方は、各教科毎にそれぞれ委員さんがいるという流れでございますけれども、教科別調査部会の方は、実際に学校の教員等も入ってまいりまして、八王子には68校ございますので、かなり広域でございますので、1カ所に一堂に会してということがなかなか難しい場合がありますので、小回りがきく組織として、ブロックという形での取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

小田原委員　そこは、よくわからない部分ですよ。八王子は広いからというふうにやっているのか、ブロックというのは意味があるのかどうか。行政区域をつくることの意味があるのかどうか。

細野委員　その問題はすごく大事な話だと思うのですが、後悔するかどうかはわかりませんが、学力調査というのがありますね。それを委員会だけでいいのですが、出して

ほしい。各ブロックごとにどれぐらいのばらつきがあるのか。平均点がどれぐらい違うか。資料として次回提出してください。ブロック別にする方がいいのかどうかについて、それを見て判断しましょう。

小田原委員 平均点とは何か。例えば、今ここに7人いる。私が0点で、あとの6人が100点とする。そうすると、平均点は何点になるか。全部が80点とすると、平均点は80点になる。どちらの平均点が高いのか。つまり、私以外の人が100点をとっているのに、私が0点をとったら、平均点が下がるわけです。だから、全員が80点とるよりは下がるということだってあり得るわけです。

細野委員 ですから、平均と同時にばらつきをみる。

小田原委員 ばらつきというのか、0点をとる人はいるわけですから、そういう分布ですが、平均点だけではなくてということですね。

細野委員 教員の方は、きちんと統計学をやっているでしょう。ぜひ出してください。

岡本学校教育部参事 今の件につきまして、先生方のイメージとどれほどすり合わせができたものができるかわかりませんが、参考になる資料を提供したいというふうに思っております。

齋藤委員 最終的にちょっと確認をとりたいのですが、先ほど細野先生が言った、私も意見を言った学校選択制のある中学校で個別に教科書を選ぶという話は、間に合わない、今回はしょうがないということですね。私は今回から頑張ってもらいたいような気がするんですけども、それは皆さんの総意ですから、今回は間に合わないだろうということですか。

小田原委員 それは法律を変えなきゃだめですね。法律を変えるのはなかなか大変なことだから、法律で縛られない部分を考えるということでもいいのではないですか。

細野委員 指導要領に基づいているのですか。それとも、省令か何かですか。法律、教育基本法、どこに出ているのですか。

坂本学校教育部長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というところで、義務教育諸学校で使用する教科用図書については、種目ごとに同一の教科用図書を採択するんだということをこの法律で決めてあります。

細野委員 同一というのは、どこの範囲での同一ですか。

坂本学校教育部長 教科ごとにということでございます。

細野委員 だから、同一というときに、その範囲のことが、都なのか、各市の教育委員会

なのか、それとも各学校なのか、それはどういうふうに書いてあるのですか。

坂本学校教育部長 採択地区という概念がありまして、八王子市の場合には1市が1地区ですが、都内にはほかに、数市で1地区というところもございます。

岡本学校教育部参事 数市で1地区というのもあります。この場合、採択地区というのは、市町村か、その市で1つを採択地区としています。

小田原委員 東京都に数市でというのはあるんですか。

岡本学校教育部参事 西多摩地域でございます。市と町村が一緒になってやっております。

小田原委員 西多摩と島嶼でしょう。

岡本学校教育部参事 西多摩の市は市でやっているところと、町村は町村で、西多摩地区でやっている場合があります。4町村です。

小田原委員 数市というのは、ないでしょう。

岡本学校教育部参事 市はないかもしれません。

小田原委員 ないはずです。数市ではないと思います。

岡本学校教育部参事 従前はありましたので、確認いたします。西多摩地域と近隣の市と一緒に採択している時期がございましたので、今はどうなっているか確認したいと思えます。

齋藤委員 今の話は、教育基本法に基づいているのですか。

坂本学校教育部長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律です。

小田原委員 教科用図書の法律と呼んでいる。

齋藤委員 基本法ですか。

小田原委員 基本法ではなくて、別の法律です。それは学校ごとに教科書を採用するのではなくて、地域で一括して1つに決めなさいという内容になっている。要するに、検定制度、教科書無償制度、教科書を使うという、そういうシステムが変わらない限り、今の話というのは無理ですね。

だから、僕は八王子の教科書をつくらうというふうに言っているわけですから、教科書で教えるとか、教科書を教えるという固定観念を一たん崩さないとだめだと思います。このためには、教員のレベルもそれなりに上がっていかないと無理な話です。逆に言うと、教員に任せられないから、今こうなっている。教員に任せると、公平性を欠くのではないかという心配があって、こういうシステムになっていると思えますよ。

名取委員長 ほかに御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御意見はいかがでしょうか。

細野委員 ぜひ教科書づくりをやった方がいいかもしれないな。

小田原委員 金かけないといけませんね。金をかければできると思っていますけれども、なかなか先生方に暇がないみたいなので、そういう機運というのかな、乗ってこない部分がありますね。

名取委員長 大体質疑、御意見も出たようでありますので、お諮りいたしたいと思います。ただいま議題となっております第6号議案につきましては、指導室の説明と、それから、さらに現在の教科書の評価あるいは事務の流れをはっきりしていただきたい、評価項目をつくっていただきたい、このようなことを踏まえて、新しく作成していただいてということをお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

岡本学校教育部参事 教科書の選択の期限というのがございますので、連休明けには新しい教科書が見本提出ということでこちらの方に来ます。ですから、例えば細目のようなものを次回お示しするとして、例えば保護者代表とかそういう方もそろそろお願いをする時期に入っておりますので、できましたら、これはこれでお認めいただいて、先ほどの意見につきましては、このブロックの意見というのもございましたが、このとおりお願いをさせていただきまして、ただ検討項目その他につきましては、細目のような形でお示しをしていただければありがたいと存じます。

名取委員長 もう1度訂正しますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

細野委員 検討項目を僕らが示すということですか。

岡本学校教育部参事 検討項目をこちらの方で、細目のような形で、次回にお示しをするような形でどうでしょうかということですか。

細野委員 そちらの方で提示するということなるわけですね。時間がない話だから、メンバーも早く決めてくださって、作業してほしいという話ですね。

岡本学校教育部参事 余り要領がおくれてしまいますと、採択の時間がとれませんので、よろしくをお願いします。

小田原委員 それは、2ページ目の6の(7)でいいんです。検討委員会は、教育委員会より付託された部分の中に今の中は入っているわけです。だから、そういうことについて、調査研究し、報告してくださいという話を入れればいいわけでしょう。調査委員会は、先ほどの細野先生の話云々では、それにのっとった部分の調査をして報告するということ

を入れればいいわけですから、そこで了解しましたと入れればいいんです。

齋藤委員 1点よろしいですか。これに関連して思うのですけれども、こういう時期が来たからこういう意見が出てくるのではなくて、もしかしたら、こういう話というのは、根底にかかわるような大切な話かもしれないわけです。ですから、そういう時間がぎりぎりになっちゃっているから、とりあえずこれで進めさせていただきたいという話が多いような気がするんです。だから、こういう話というのは、八王子の教育を変えていく根底の話かもしれないのですから、もっと時間の余裕を持って、先々を見た検討をしていって、それから細かい話をしなければ、時間に間に合わないですから、とりあえずこれでという話が非常に多くて、つまらないなという気がするんです。

すべてのことにおいて、こういう話というのは物すごく根底にかかわってくる話だと思いますから、もう少し時間をもって取り組みたい。17年度の話は早くしましょう。次回の改定のときの話のときには、余裕を持って、ぜひお願いいたします。

名取委員長 では、改めて、ただいまの議題となっております第6号議案については、指導室の説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、そういうことで、中に出了た委員会の意見をしっかり踏まえていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。後で出了たけれども、そんなことも頭に入れてお願ひしたいと思ひます。

それでは、6号議案についてはこのように決定することにいたしました。

名取委員長 続きまして、報告事項に入ります。

教育総務課から順次報告願ひます。

望月教育総務課長 それでは、資料がございます。教育委員会事務局等職員人事異動の状況でございますが、これは、先ほど事務処理の報告でいたしました管理職の異動の分も含まれております。3月31日付の退職、それから、4月1日付の事務局の職員異動、内部異動、内部昇任ということでございますが、部長、課長については、先ほど御報告したとおりでございます。それ以外の者として、係長以下の職員がこの表に示したとおりでございます。

学校間の勤務職員の異動につきましては、若干の説明をさせていただきます。

ここで、学校間の勤務職員の異動で、市長部局への出向1名、それから、内部異動31

名、再任用4名となっておりますが、このうち学校事務につきましては、職員組合との交渉の中で、学校事務職場についての交渉をしてきておりましたけれども、具体的な16年度の4月の異動ということで、学校事務から市長部局と申しますか、教育委員会を含めた人事異動の希望をする職員の希望者の後に臨時職員を充てるということで、この4月から発令したものでございますが、この31名の中で、20名が希望をしまして、プラス・マイナス、入りくりはありますけれども、実質20名が異動を希望しまして、そこに臨時職員が配置をされております。

それから、栄養士につきましては、ここの中で数字が出にくいんでございますけれども、それまで産休とか育休の代替の要員ということで、数系の職員を置いておりますが、これが廃止となりまして、産休、育休の代替については臨時職員を充てるということで、こちらの方の職員の減少も若干この中に含まれております。

それから、16年4月14日付の異動では、事務局の職員として、課長補佐、それから、係長、学校勤務員がそれぞれ異動しております。市長部局への出向とすると、合計37名、市長部局からの出向として21名、内部異動ということで合計12名が異動をしております。

雑駁でございますが、報告は以上でございます。

名取委員長　　ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件につきまして御質疑はございませんか。

小田原委員　　数字だけ言われてもよくわからないのですが、これはこれとして、この中で、不本意異動というのはなかったんですか。本人あるいは部下としてとかで不本意異動というのはなかったのですか。

望月教育総務課長　　ここで異動するということで、数日前に内示をいたしまして、管理職の方で異動させるということについてこちらに調書を出して、それについて、市長部局との関係はございますので、全部が全部、要望した内容ということではございませんけれども、市長部局との関係で言えば、転出と転入についてはおおむねこちらの希望という形ではできたのかなというふうに考えております。

小田原委員　　要するに、おおむねと言っていますが、不本意な異動はなかったというふうに理解していいのですか。例を出しにくいから、例を言えば、やめたくないのに定年退職でやめざるをえない、それは不本意だというのがあられるでしょう。だけれども、それは定年だから不本意とは言わないわけです。そうではなくて、適材適所としてこうだというふう

に考えているのに、そうではなかったというのがありませんかという話、市長部局の思惑で行なわれた部分ということはありませんねと、そういうことです。もっと言えば、教育委員会はないがしろにされているのではないかと私は心配する。だから、そういうことはありませんというふうに言えるのかどうか。

坂本学校教育部長 管理職、それから、係長以下職員を含めまして、不当な扱いを受けたなという思いをするような内容はなかったというふうに思っております。全部私の方での人事上の人がかわってしまって切れておりますので、詳細には把握できておりませんが、課長として、私が例えば考えていたことと今回の異動が大幅に違うというふうなことではございませんでした。

小田原委員 そういう話を前提に、適材適所の方々が教育委員会の事務局に皆さんいらっしゃるといふことは私がお聞きしますので、先ほどの齋藤さんのお話にあったようなことを含めて、ぜひきちんとした対応をお願いしたいんです。よろしくお願いします。

名取委員長 前もそうだったということがないように、ひとつよろしくお願いしますと思います。

鎌田学校教育部主幹 では、私の方から、お手元の方にお配りしておりますけれども、不審者情報の関係について御説明いたします。

こちらの件、以前にお示ししました情報がございましたけれども、その後の発生状況を含めました一覧表、それから、それをもとにしまして、時間帯別、内容別、地域別、月別に集計し直しました表となっております。

一覧表につきましては、本日現在で39件の発生となっております。

1枚めくっていただきまして、まず、時間帯別でございますけれども、こちらの方は、やはり放課後の帰宅時間帯を含めます3時以降が飛び抜けた状況となっております。

次に、内容別ですけれども、これに関しましては、露出・接触被害、これが多い状況となっております。

次のところにいきますけれども、地域別でございますが、こちらにつきましては、多摩ニュータウン地域と台町、万町あたりから浅川方面にかけて南東部地域が多いという状況が出ております。

それから、最後になりますけれども、月別のところににつきましては、1、2月につきまして、こういった事例が多発していた状況がございましたけれども、その後は沈静化に向かっているという様子が見られます。しかしながら、この4月に入りまして、3件ほどが

立て続けに起こっているという状況もありますので、今後も予断を許さない状況であることには違いがないかなと思っております。

こういった現状につきましては、発生場所や時間帯等もばらつきがありますけれども、できる限り学校や地域に対しまして情報発信をしていきまして、さらに詳細な情報等で、地域や時間帯などの特徴について情報提供することで、御協力いただいております地域や学校の皆様の方にお知らせして、発生状況は減っているということで、ある面では御協力いただいたことへのお知らせと、あともう1つは、今後、特に注意していかなければいけない時間帯であるとか、地域あるいは場所、こういったものの情報提供ということで、地域との協力体制のもとに発生防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

齋藤委員 この問題については、いろいろと今までも意見を言ってきたと思うんですけども、ほかの委員さんからもいろいろな意見が出たと思うんですけども、PTAの方から出てきている話としては、情報の一本化というんですか、正しい情報をいち早く、事件が発生したときに、その情報をどうやって発信するのか。どこが取りまとめて、具体的にどうやって情報を広めていくのかというものを具体的に示して欲しいと、私は過去にも発言させていただいたかと思うんですが、今回のようにデータとしてはわかるんですけども、そういう具体的な話は全く進まないんですよ。

そこら辺が、もう少し教育委員会も警察等と話し合っ、どこまで情報を流したらいいのか、どこを中心として流していったらいいのか、難しい問題があるかと思うんですけども、こういう問題は、数が少なくなってきたから安心だというのではなく、いつ、また発生するか全くわからないわけで、いざというときの準備を絶えずしていかなきゃいけないと思うんです。

具体的な話をすると、私はPTAの出身ですが、そういう情報が学校から入って、犯人は何人くらいなのか等聞いても、「わからない」ですとか、その後、どうなっているんですかと聞いても、「わからない」となる。情報をくださる学校側も、「警察から情報が来ないから」とか、いまだにそんな感じです。教育委員会が中心になるのか、市民課が中心になるのか、どこか縦割り行政ではなくて、横の連絡をよくとりながら考えていかなきゃならない問題があるかと思うんです。データもいいですけども、データだけの問題ではなくて、いざというときのための対応を真剣に考えていかないといけないのではないかなというふうに思うのです。

坂本学校教育部長 ただいまの御意見ですけども、一応私どもから入った場合の連絡等

については、一定の流れができておりますけれども、発生場所あるいは内容等の部分につきましては、一部差しさわりのある部分があったり、あるいは警察関係からの情報の開示に対する意見等もありますので、案件によって、お知らせする範囲等が変わってくる点がありますので、統一的な判断というのは難しい面がございますけれども、一応考え方の基本となるようなものについては、できる限りつくり上げてお示しできるようにはしたいと考えております。なるべく早い時点でお示ししたいと思います。

小田原委員 回答になっていないんです。近いうちに何をどうするのか。齋藤委員が言っている話について答えるとしたら、近いうちに何を考えるのか。どうしようとしているのか。そのことについてお答えいただきたい。

鎌田学校教育部主幹 連絡がどこから入るかによって、どういう形で入るかによっても違うかと思っておりますけれども、その入ってきた部署から連絡のライン、連絡網といいますか、そういった部分についての整備というのはしていきたいと考えております。今現在も、一応のものはあるわけですが。

小田原委員 意見はどういうことかという、学校で、あれはどうなったと聞いても、どうなっているかわかりませんと言われているわけでしょう。それはきちんと対応するようにしてくださいと言われたら、緊急に考える。何を考えるか。得た情報を知らせる。得た情報がどうなっているかわからないから何とかしてくださいと言っているわけだから、それをどうするのかという話については答えになっていないでしょう。

鎌田学校教育部主幹 今のお話は、確かにわかります。ただ、統一的にどこまでの情報が出せるかという部分も大分違いが出ておりますので。

小田原委員 統一して情報発信できなくておかしくなっている部分があるから、出せるようにしてくださいと求められたときに、どうするのですか。出せないと言うわけですか。

鎌田学校教育部主幹 そこにつきまして、警察からの要請あるいは本人に対する情報提供できる部分というのが一部制限される部分が当然ございますので、その範囲の中での情報提供という形にはならざるを得ない点は今のところはあるかと思っております。

名取委員長 それは、役所でどなたが対応してもらえるのかな。そういうことを齋藤委員は聞きたいわけです。こういうことで困っているから、八王子市教育委員会に電話したら、どこが担当して速やかな答えをいただけるか、あるいはそのことについて、どういう動きがあるのかという答えを教えてもらえるところを知りたいわけです。

坂本学校教育部長 先ほどのお話でまとめとなる話ですが、入ってくる情報というのが、

基本的に学校から入ってくるという経路での教育委員会が真っ先に察知する情報というのはそういう形になります。確かにおっしゃるように、その事件の結末がどうなったのか。いわば警察が捜査をしてどうなったのかという情報になりますと、確かに私どもの方に入ってきておりません。今のその結末はどうなったのというところは、確かに情報が入ってこない状況がございます。

今私どもの方に情報が入ってきますと、まず学校で起これば、学校から直接近隣校に伝えて注意を呼びかけるということがございますし、一度教育委員会に入ってから、それでは範囲が狭いとなれば、教育委員会から再び必要な範囲の学校に流す。事によれば全校に流すということで注意を促すというようなことがございますし、また、事例によって判断をするのですが、PTA等にも流して注意を促しているというふうな、教育委員会サイドですと、そういう情報の流し方をしております。

それともう1つは、私どもの方から生活安全部の方に情報を伝えまして、生活安全部が、例えば小さい子ども、保育園ですとか幼稚園のこともございますので、そちらの方の所管に伝える。そちらから関係のところに、必要に応じて伝えるというふうなことで、確かに複線の情報伝達の経路となっております。

ある人のところに、複数のところから情報が入ってきたり、1人の人が、例えば小学校の親であり、幼稚園の保護者の同じ人が親であり、あるいは地域の青少対の活動をされているとかというときに、幾つかの経路から、あるところから来てあるところから来ないというふうな事態は確かに生じております。それを1つだけにまとめて、ある範囲に一齐に情報を出そうというところまでは現在中での仕組みも整っておりませんが、複線を置くことで、事によると情報が2つ3つ同じが入ってくるかもしれませんが、重複していても、それで情報は伝わるであろうというふうなところで今動いております。

それから、教育委員会の方では、どこが窓口ということであれば、企画調整担当の方で情報の集約ということで取り扱っておりますので、教育委員会の方に聞いてみたいということであれば、企画調整担当の方にお問い合わせをいただくということで、入ってきている情報についてはお答えができるというふうに思います。

細野委員　今のお話を聞きまして、こういう軽犯罪というのは、抑止力というのがすごく大事なんです。御承知のように、今警察の検挙率も非常に低くなっていますから、警察に通報したといっても、それは起こってしまっただけの話であって、本来一番大事なのは、いかに起こさないかということです。そうすると、各学校区があって、そこにはPTAと

いうものがまず組織されるということが基本的な方針としたならば、その中で一番大事な話は何かということ、つまり、軽犯罪が起こらない抑止力として機能してもらう。

そのためには、先ほど小田原先生がおっしゃったように、どういう情報の流れと、それから、情報をどうやって共有して、あそこが町の中の死角だからあそこは重点的にやりましょうとか、そういう情報交換をやる。それから、教育委員会として、こういう軽犯罪を抑止するための会合みたいなものを持ったりして、それから、ノウハウをそれぞれ供給し合うとか、そういうことをやりなさいということが彼の質問の内容なんです。そういう方針みたいなものを持っているかどうか。あるいは、もうお持ちだと思っけれども、改めて我々から要請したいと思います。

要するに軽犯罪の抑止をどうするか、そのためには情報をどういう形で共有するかという話です。そういうことをやってほしい。それをPTAの基本的な活動としてまず位置づけてほしい、こういうことです。

小田原委員　今の皆さんのお話を聞いていると、複数の情報が入ってきて、教育委員会として対応するところは対応していく。そういう話ですよ。資料中の対応のところを見ると、ほとんどが警察に行っているわけです。警察へ連絡となっている。その警察との対応というのは、ほとんど教育委員会というのではないわけでしょう。うちへ来たものだけが教育委員会として対応している。それではわからないものがほとんどになる。そこをどうするのかという話になってくる。

僕は前に言ったのは、今細野さんが言ったように、大騒ぎしろということなんです。どういうふうに大騒ぎするかといったら、教育委員会と警察、PTAと地域、郵便局とか何かみんな含めて大騒ぎしなさいと言っているわけです。そういう対策会議なり何なりをつくったらというふうに言っているのですが、全然忘れられているか、無視されているわけですから、そういう回答がいただけるのかなと思ったら出てこない。そういうことを考えてほしいわけです。やってほしい。

さっき沈静化していると言ったけれども、本当に沈静化しているかどうかというのはわからないんです。以前、近隣はどうなのかと聞いたとき、近隣の他県はわからないという話だった。他県だって、近隣の区市だって、同じようなことが起こっているわけです。おそらく、こういった事件は近くの知っている人でない、知らない人たちにやられていると推測される。地域の人ではないだろう。どこからか来てやっているわけでしょうから、それはよくわからない部分ですが、そういう事件をどう起こさないようにするか。こういう

ことをやっているのが現にいるわけですから、それをどうとつちめるか、そういうことだと思うんです。

季節的にこういうのが起こる時期があるとは思えないんです。12月から2月の話でこれだけ出ているわけですから、だから、もう少しきちんと考えてほしい。

齋藤委員 各先生にいろいろ言っていましたけれども、本当にこれはいい反省点だと思うんです。この寒い時期に39件も起きているというのは、本来こういう事件というのは春になってから出てくる傾向がある。

小田原委員 春だよな。

齋藤委員 これから起きてくる可能性は十分あるわけで、この時期にこういうことが立て続けに起きたというのに、対応策というものの具体案が出てきていないところが不安です。データの発表はいいんですけれども、本当に先生方がおっしゃるとおりに、やはり縦割りであって、横との連絡、市民も全部巻き込んで、八王子市としてこういう事件が起きたときにはどこがまず窓口ですから、情報はすべてここにくださいみたいなことを発信すべきだと思うんです。

それで、その中で、いろいろな事件が起きた中で、レベルがあると思うんです。請け負うべき所管でレベルA、B、C、Dかわからないですけれども、分類して、これは今まさしく何か事件が起きてその犯人が逃げているなんてことになっているようなレベルA的な大事件の場合は、もう大至急情報を流せるような、正確な情報が本当にPTAを初め市民に流せるような、そういう組織づくりが必要なんじゃないかと思っているんです。

だから、今沈静化しているとおっしゃるのでしたら、こういう時期にこそそういった組織づくりをしっかりとつって、いざというときのための対応を考えておいていただきたいなというふうに思います。データばかりではなくて、こういうときこそ、警察だとか、生活安全部と今後の対応、いざというときの対応をしっかりとつっていただきたいなと思います。それが抑止力につながっていくのではないのでしょうか。

鎌田学校教育部主幹 ただいまのお話ありがとうございましたので、警察関係等の部分であれば、暮らしの安全安心課の部分絡んでくるところがございまして、そういった関係部署ともう1度ひざを突き詰めて、内容を検討して、いい形のものをつくり上げたいと思います。

細野委員 ある程度情報はいっぱいあるんです。何でこんな話になるかということ、今新宿の歌舞伎町がものすごく取り締まりになっている。そうすると、そういう一部の連中が、八王子とか立川にどんどん流れているんです。一般人ではなくて一部の人たちですから、

それに対しては、情報をたくさん警察なんかは持っているわけですから、教育的にその情報を活用するというのは非常に大事だと思います。お願いします。

名取委員長　ただいま報告のところで、たくさんの御意見が出ましたけれども、意見を大切に、今後に備えてください。

次に、学事課から報告を願います。

小海学校教育部主幹　それでは、八王子市特別支援教育移行計画実施要領について、特別支援教育担当の小海の方から御報告申し上げます。

まず、報告事項資料でございますけれども、前回御報告いたしましたこちらにつきまして、多少文言の足りないところとか、不備なところがございますので、そちらのところを整理いたしまして、改めて今回御報告を申し上げるということでございます。

前回の資料をお持ちでしたら、見比べていただければというふうには思いますけれども、まず、変わったところを申し上げます。

最初のページ、上のところで、「この実施要領は」から始まりますけれども、その2行目で、今回追加したところですが、読み上げます。「特別支援教育移行事業実施に伴う当面のガイドラインとして『小中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）』（文部科学省）を準用するほか」と、こちらのところを前回のところにつけ加えました。

それ以降ですけれども、（1）番のところで、いろいろ御指摘があって、文言等抜けているところがございますが、そういう整理も含めまして、（1）のところの2行目、「八王子市特別支援教育」、前回抜けていました「推進」という言葉を入れまして、『「協議会（仮称）」を設置し』ということで、移行事業（モデル事業）の実施に関する諸課題を検討及び協議する、このところに文言をつけ加えました。

その（6）のところで今回は終わっていますけれども、前回は（7）番がございました。（7）番につきましては、今回全部削除させていただいております。

また、次のページをめくっていただきまして、3ページ目でございます。3ページ目で、「知的障害・固定学級」のところの（4）番、「個別指導計画は」というところで、「保護者の同意を得、校内を組織する全職員が共通認識する」この文言を加えました。

そして（5）番、「個別指導計画は」というところで、その次ですけれども、「その指導経過を踏まえ、各学校内において定期的にその教育的効果について評価し、必要に応じ

個別指導計画を修正する」という形に文言を訂正してございます。

そして、次をめぐっていただいて、5ページ目の絵でございますけれども、こちらにつきましては、前回一番下のところで、特別支援教育推進協議会（仮称）と、その下に実践統括という文言がございましたけれども、これも削らせていただきました。

これが今回5ページ、6ページ目までのところで訂正した箇所でございますけれども、今回新たに前回の議論を踏まえまして、足りなかったところについて補足がございます。6ページの次のところから、参考資料1というふうにございますけれども、こちらについて、担当の上野主査の方から説明をいたします。

上野指導室主査 参考資料1につきまして御説明を申し上げます。

この絵につきましては、通常の教育と現在は特殊教育という今2つの教育が学校教育法の中で設定されてあります。今回の特別支援教育につきましては、特にLD、ADHD等というふうに表示をさせていただいたんですけれども、現在支援がされていない通常の学級にいるお子さんにつきまして、基本的に支援をしていこうというのが1つの大きな目標になっているというふうを考えております。そのために、参考資料1の方では、通常の教育の方から、現在されています特殊教育とLD、ADHD等、この部分が特別支援教育ということで、今回の移行計画の一つの大きな目標テーマになっているというふうに表示させていただいております。

それにつきまして、1つは、この図の説明の中には、移行期間中であって、特殊教育制度が基本的には継続されて、制度的には適用されているということを表示してございます。

それともう1つは、全学校での特別支援教育への移行準備ということで、そちらの方の説明を2番の方に掲げさせていただいております。基本的には、特殊教育制度の継続の中で、その制度を活用して、いわゆる専門の教員さんが配置される。現在も心身障害学級の方の担任の先生がたくさん配置されているわけですが、そういった専門の教員さんを活用しながら、ほかの教員さんの意識を改革しまして、教育現場での障害の子どもに対する教育の姿勢をレベルアップしていくというのを主眼に掲げております。

移行作業の手法としましては、そちらの方に表示しましたように、現在文部科学省がガイドラインというのを試行ということですが、ホームページの方に公表しております。全国的にこれが1つの指標になっておりまして、そちらの方を準用しまして、技術的なものをあわせていく。それで、それによりまして、全校に校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名していただきまして、全校では、通常の学級に在籍しな

が苦戦している児童生徒への組織的な支援、今現在では、担任の教員さんが1人で悩んでいたりと、校長先生、教頭先生、養護の教員さんが中心に当たっているような状況を全部の学校の総力を挙げて組織的にどういうふうにしていくかというのを体制を整えていくというのが全校での移行の大きな着手点になるというふうに考えております。

もう1点、3点目に挙げております東京都モデルのメリットというふうに表示してございますけれども、これにつきましては、別にお知らせしましたような東京都のモデル事業の委託事業という形で我々の方は委嘱を受けるわけですが、そちらの方での実際に重点実施をする学校を別に数校定めまして、そちらの方では実際に特別な支援の教育を実施して継承していく。そちらの方の報告を出しながら、東京都での特別支援教育への私どもの方の検証結果を反映させていただいていくというような作業を予定してございます。

先日も御指摘がありましたように、参考資料の方の2番の方なのですが、4番目に、予算の概要ということで載せさせていただいております、東京都のモデル校の事業につきましては、予算枠が500万円という提示なのですが、今これに加えて、心障学級、現在の特殊教育学級の指導補助員の賃金等も若干なりとも前年から加えて、そのほかに通常の学校でおられます障害のあるお子さんの教育の学校生活サポート員という名前の予算を謝礼として用意してございます。

ほかにこちらの方では、心理士の巡回相談事業、これは、何年か継続してやってきてございますけれども、学級でのいろいろな事例が出てくる。そちらの方のバックアップということで、そちらの方の増額もさせていただいているところです。

あと、メンタルサポーター以下は、基本的に今までもずっとやってきている指導関係の事業での予算配当を表示してございます。こちらにつきましては、通常の使い方というのは、特別支援に限られたものではございませんけれども、特別支援教育を事業化して、移行事業していく中で、何かいろいろな必要がある場合には、これをまた充てていくような考え方をしていくようなことも考えております。

あと、参考資料の3につきましては御説明をさせていただきます。この参考資料3につきましては、先進都市の事例としまして、これは、神奈川県厚木市の妻田小学校というところを我々の方でも参考に視察させていただいているんですけれども、そちらの方での事例の一部です。

この学校につきましては、向こうですと特殊学級なんですけれども、そちらの方が併設されている学校ですが、それ以外に、チャレンジルームというような名前で、通常

の学級にいて、今の言葉で苦戦している、困っているお子さんたちを特別に時間割を組みまして、特別な指導に当たって、その効果を上げているというふうな説明がございました。

過去の児童さんの内容につきましては、こちらの方に提示したとおり、いろいろなところで引っかかってつまずいて、自信をなくしたり、いろいろな面で学校生活が滞っているようなお子さんを学校の中で皆さんでこれは考えていただいた組み立てをしまして、裏の方に参考資料の4番というのがございます。こちらの方では、そのお子さんを毎日の週間の時間割なんですけれども、これは時間割の一部だというふうに思っていますけれども、月曜日の1時間目はB教諭、そういった指導に当たる方が当たれる時間をそちらの方のチャレンジルームでやっていただく。そこにはだれが来るということで、そちらの方の予定を組んだものでございます。

これによりまして、いろいろなお子さんがおられるんですけれども、参考資料の3の下から4番目のお子さんにつきましては登校渋りということで、いろいろな指導上のつまずきがあるものですから、非常に自信をなくしまして登校を渋っていたというお子さんですが、特別に声かけをする、いろいろな意味でそれを支援してあげるところを重ねまして、登校渋りがなくなりまして、この学校では、我々の方が行ったときには、不登校の子はゼロという状態で経過しているというふうな報告を受けております。

参考資料の5というのが、拙い絵で申しわけないんですが、提出してございます。これにつきましては、まだ今回報告をさせていただいています実施要領の方も、今回の報告をもって発効することにしておりますので、その内容の一部を図柄化したものなんですけれども、南大沢地区で現実にこういった形のものを計画して、そういうものが可能かというようないろいろな協議に入っている状態なんですけれども、南大沢小学校に情緒障害の通級学級がございます。

現在子どもの数が相当多くなりまして、今43名の通級児童を抱えまして、学級の規模でいきますと5学級という規模になっております。担任の数が6名という学級がございます。そちらの方の先生方が現実に通級の対象としている子どもさんにつきましては、ほかの学校に在籍しまして、通常の学級で1週間のうち基本的には大体4日過ごしまして、通級の学級には週に1回、特別な指導を受けにくるというような指導の内容を持っている学級でございます。

そちらの学級の先生方が、実を言いますと、現在通常の学級におりまして、余り支援を受けていない、苦戦をしているお子さんたちの指導に当たるには一番近い位置にいるんで

す。内容的には、一番そぐうような内容を持って指導に当たっている先生方です。こちらの先生方が定期的に周りの学校を巡回しまして、周りの学校の方のそういった通常の学級で苦戦して困っているお子さんたちの指導の先生方の取り組みの形態、内容につきまして、それを巡回して、それを援助して支援して助言をしていただく。

各学校におきましては、先ほどの厚木の妻田小学校のごとく、動ける先生が中心ということで前回もお話を申し上げたところなのですが、時間割をある程度組みまして、その中でどういうお子さんにどういう指導をするかというようなところを基本的には南大沢小学校の通級学級、みずき学級の先生方と一緒に話をさせていただきながらそれを進めていくというふうな形をそういうふうに表示してございます。

個別プログラムというのがその部分で、子ども一人一人に対してどういうことをしていくか。見立てから始まりまして、評価、修正というところまでこれを計画していこうというような、そういったことを表示してございます。

それと、あと現実に通常の学級での指導につきましては、そういった個別の対応だけではなかなか足りない部分がたくさんございまして、その部分を表示しておりますのが、全体のプログラムというところで表示してございますけれども、ほかの周りの子どもさんが、いろいろな意味で癖のあるお子さんというか、いろいろな特徴があるお子さんなものですから、揚げ足をとったり、いろいろな面でプレッシャーをつくるような状態が続いております。

そういったものをできるだけそういう全体のお子さん、ほかのお子さんにつきましても、こういった子どもさんの事例を提示しまして、それを理解していただいて、そういったものをできるだけ、言葉で言いますと、学校の中の障害についてのバリアを低めていくような方向でそれを教育して指導していくというようなことを表示してございます。それが全体プログラムというようなもので表示してございます。

それと、あとこれに加えて、保護者・地域プログラムというのは同じように理解・推進を保護者の方々、もしくは地域の周りの方々に御理解いただきまして、そういった特別に特徴のあるお子さんたちの受け入れを何とか推進していきたいというものを計画的にやっていかなければいけないというふうなことで表示してございます。これにつきましては、どうしてもいろいろな意味でボランティアさんというのを期待するところが多くなるかというふうに考えております。ボランティアのことにつきましては、現在都立盲・ろう・養護学校の方は、ちょっと前までは理解推進事業ということで、今はボランティア

養成講座というような名前でやっているものが多いんですけども、そういったものを定期的に現実にずっと何年かやってきております。

そういうものを参加をする形、もしくは逆に養護学校の方から、講師さん、これは教員さんでもできるような状態もつくってありますので、地域の方に入っていただく。各学校のそういったものを設定できれば、そういったものに入っていただくようなことで、地域とか保護者の方のところを理解・推進の面を進めていきたい。もしくは、ボランティアの参加を促していきたいというようなことで表示してございます。

あとの計画につきましては、コーディネーターの連絡会というのは、この地域を含めて、本来ですと、八王子市全域がコーディネーターさんを設定していただくことになっているんですけども、コーディネーターさんの方の学校の特別支援教育の中心に多分当たられる方になります。その方々に、各学校の状態をそれぞれ情報的にある程度均一に持っていただく。

それと、我々の方での方向なり八王子市の方向をそこである程度均一化、手順化していくというようなことを含めまして、全部の学校の足並みをそろえていくようなことも含めて、コーディネーターの連絡会というのを持たなきゃいかん。そちらの方には、ある程度専門の方が来て監視を受けていくような仕組みをつくらなきゃいかんということで、コーディネーターの連絡会というの表示をさせていただいています。

あとバックアップ（コンサルティング）というふうに書いてありますけれども、こちらの方は、現在都立大学とはそういった意味での話し合いを継続してございまして、一つ一つのいろいろ難しいお子さんの事例が出てきます。そういう場合の現地に入りまして、審議会の学校心理士さんなり心理の方を担当して大学で教えておられる教授さんクラスの方が現地に入りまして、そういったケースの相談、ケースの見立て、評価に当たる。

そちらの方を進める。もしくは、学生をそちらの方の学校に派遣する。いろいろなものを含めまして、八王子市の学校で苦戦している子どもさんについて、そういった専門の技術を持った教育界から、もしくは、いろいろなことが多分考えられると思いますけれども、そういった方々がバックアップに当たるという仕組みを我々の方では用意していかなければいけないということで、そちらの方の表示をさせていただいております。

あとは、そこに右上と左の下の方に、療育と医療というふうに が囲んでございましてけれども、こちらの方も、私どもの方で今のところ、聞かれれば、このところに診療に行つて、お子さんの医療的な診断を受けた方がいいというような場合には、今は一番近いとこ

るは、八王子市のすぐ隣のところにながやまメンタルクリニックというところがあるんですけども、そちらのところを紹介したりして今進んでおりますが、これもいろいろな医療機関、また島田療育園等、こちらの方にもまた相談に来るといようなことも今進んでおりますので、いろいろな医療機関でまた御相談しながら、そちらの方もバックアップなりしていただくようなことで進めていかなければいけないというふうに考えております。

あとは、右上の方は、八王子市の方も、子ども家庭支援センターというのがここで発足する運びを迎えつつありますけれども、保健センター、幼稚園、保育園、都立の保健所を含めて、学齢前の子どもさんの相談の機関というのが実はだんだん開発が進んできております。これは、NPO法人等も加わりまして、今相談するとそのお子さんの評価等はある程度いろいろなところで保障はできてきているんですが、実を申し上げますと、その次の療育の機関というのがなかなかないというのがありまして、継続して専門の療育に当たる機関が、八王子の場合ですと、通所施設としては福祉法人武蔵野会のすぎな愛育園、1園が定員45人という状態で今ありますけれども、そちらの方が活躍している状態で、なかなか足りないという状態を迎えておりますが、その辺の表示がそこに来ております。

あと資料的には、一番最後に、参考資料ナンバーもついていないんですけども、こういった作業を私どもの方で、特別支援を3月まで活動しておりましたが、特別支援教育の対策委員会幹事会というのをやっておりました。そちらの方での検討資料として、こういった項目をこういった年次で何とかやっっていこうというようなことを相談した経過の資料をつけさせていただいております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

名取委員長 細かく説明していただきました。何か御質疑はございますか。

齋藤委員 この5ページのところで言われている特別支援教育推進協議会というのは、まだできていないわけですね。私は今説明を聞いて、例えば参考資料の5番あたりのこういう具体案というのは、その推進委員会が考えていった方がいいと思う。今すごく細かく説明していただいた5番の案というのはだれが考えたんですか。

上野指導室主査 これは、前回の対策委員会の幹事会、作業部会が学校の先生を含めて加わっておりましたので、その折にこういった形ができないかというような相談の経過を表示してございます。

齋藤委員 こういう計画を立てるときこそ、特別支援教育推進協議会というものに機能してもらうべきではありませんか。専門家のチームでつくっっていこうということですから、

そういうときにいろいろな意見が、これではまずいのではないが、もっとこういうふうなことができるのではないかという話し合いをするための会なのではないですか。

望月教育総務課長 前回御指摘があった点で、具体的な重点地域での実施について、具体策、それから予算上について、教育委員さんの方から御指摘がございました。それを具体的にどのような形で実施できるかというふうに、既に具体的な該当校といいますか、手を挙げている学校がございましたので、そこで今案を練っている段階ということもありまして、それから今主査の方でお答えしましたように、幹事会の方で検討したことも踏まえて資料5ということで示して、大体4、5校あたりをモデル地域として行うのに、現在で考えているところでは、こういった金額で実施できるのではないかというふうに考えているという案として、たたき台として出しているということが1つでございます。

それから、推進協議会につきましては、こういった取り組みももちろん、全体としてどのように進めていくのかという大枠のことでの御協議をしていただくことになりませうけれども、冒頭の主幹の方から申し上げましたように、文科省のガイドライン、おおむねの試案という形ではございますけれども、各学校で特別支援教育をどのように実施していくかというたたき台がございました。それに沿って、各学校の実態に即してモデル事業を実施していくことになりませうので、そういう実践を積み重ねた上で検証しながら、それから、新たに大枠としてどのような取り組みですとかサポートが必要なのかということを協議していただくという意味で推進協議会というふうに考えておりますので、初めからこれだという固めたものでいくということではなくて、いろいろな各学校での検証をしていただきながら、問題提起していきながら、支援についてのさまざまな提言をしていただくということを推進協議会ということで考えております。その意味では、各学校からいろいろ発信していただくことで、具体的なプログラムをそれぞれ実施していただくというのが趣旨でございます。

齋藤委員 最後の一覧表によりますと、16年度に、10校から20校移行事業実施想定校数というのがありますが、16年度というのはここでスタートしたわけですが、この16年度の1年間に最低でも10、多ければ20校、想定校をつくっていかうという計画ですか。

上野指導室主査 先ほど申し上げましたように、この資料につきましては、大変申しわけないんですけども、現在型のものでなくて、3月まで活動しておりました対策会議の幹事会の方で使わせてもらった資料を出しております。ですから、希望も含めてこんな表示

になってございますけれども、現実にとどのくらいで発信できるかというのは、齋藤委員さん御指摘のように、推進協議会の方で協議していただきまして、その上で発足することになるというふうに我々の方では考えてございます。これは、まだ固まっていないという状態です。

細野委員 参考資料の2のところに、予算のところがあります。お聞きしたいんですけども、インターンシップのところ、前年度約300名、今年度約400名とある。前年度というのは、これは実績値ですか。

浅岡指導室主任 当初予算です。

細野委員 当初予算で300名。では、これは全部想定の数値ですね。インターンシップに予算が出ますか。それから、学校生活サポート員謝礼、それから、特色ある学校づくり協力者謝礼、ここには結構お金がかかっていますよね。インターンシップにはかからない。例えば保険とか何とかいろいろ要すると思うんですけども、例えば学術・文化・産業ネットワーク多摩で、ボランティアの集まりですけども、ここは非常に大事だから学生たちを動員しようというときに、保険とか何もお金をかけていないと、私たち大学側としては受けられないんです。

浅岡指導室主任 インターンシップ事業としての国の予算であって、インターンシップの方につける保険とかそういったものはまた別の予算で組んでございます。インターンシップに謝礼ですとか委託費ですとか、そういったものは特に組んでいないということです。

細野委員 それは、国の方で出してくれるということですか。

浅岡指導室主任 そうです。学生の範囲とされているような形だと思います。インターンシップですので、学生さんの単位取得が主となっている制度でございます。

細野委員 そうだけれども、インターンシップがいっぱいありますと、コンペティブなんです。そうすると、就職に有利になるところにインターンシップに行こうとか、いろいろ考えますよね。これは非常に大事なんです、しんどい仕事なわけですから。とすると、想定するのは300名都下とかという話は絵にかいた餅にならないかということを私は申し上げたいんです。

小田原委員 これは、ゼロというのは違っていませんか。

浅岡指導室主任 スタッフにかけました金額になっております。

小田原委員 ゼロですか。交通費も出していないですか。

浅岡指導室主任 申しわけございません。確認してみます。

小田原委員　つまり、アシスタント・ティーチャーにも学生はいるわけですね。

矢崎指導室主査　インターンシップにつきましては、学生の単位取得のための授業の一環ですので、大学の学生が来るという事業の一種というふうに考えていただければよろしいのかなと思っております。

小田原委員　アシスタント・ティーチャーとは違うというふうに考えるわけですね。

矢崎指導室主査　アシスタント・ティーチャーは市の方で雇いました授業の補助者です。

細野委員　これは、各大学にサウンドしてありますか。

千葉指導主事　現在市内の各大学、特にこれまで学生を授業の一環として派遣していただいている大学とは協定を結びまして、今年度もまた継続して進めていこうと思います。

細野委員　だから、さっきの話、コンペティブなところ、派遣先がいっぱいあるわけです。学生たちだって、博愛の精神だけでやるわけではないんです。自分の将来のこととか、いろいろ考えますでしょう。インターンシップの派遣先は、行政だけではない、企業とかそういうのもいっぱいあるわけです。そうすると、民間なんかは交通費とかいろいろ支弁してくれる。お弁当も出してくれる。いろいろある。それで、単位になる。そういうところとコンペティブするときに、インターンシップはゼロ、交通費とか何か出るのかもしれないけれども、ここではゼロになっているんです。そういうことを考えると、果たして学校の方に集まるかどうか、そのあたりの実現の見通しということはちゃんとお考えなのかということを私は聞いているんです。

千葉指導主事　現状では、今ここで出ている300名と書いてございますけれども、これだけの学生の方が集まっていたいております。このインターンシップ制度自体は、広義の意味の一般で言うインターンシップというものとは離れて、本市と市内の大学さんと協定を結ぶ中で、将来教職を目指す意思の非常に強い方、学生の方の実習を学校現場でしていただくという制度を指すインターンシップということで計画をしております。

細野委員　だから、ここで300名というのは実績ですか。

千葉指導主事　そうです。

細野委員　そうしたら、結構いけるわけですね。わかりました。

小田原委員　いろいろあるんですけれども、本来の八王子市の特別支援教育と、東京都あるいは文科省のガイドラインとかが混同されているんですけれども、私は前々から言っているんですが、八王子市としての独自の心障児童・生徒教育というのを確立してほしいと思っています。どうもお話を聞いていると、モデル事業に沿った形で実施していこう

というような感じを受けるんです。

これが19年度にどうなるのかわかりませんが、この話は東京都がたまたまモデル事業に国分寺と八王子が名乗りを上げたという話から出てきている。実際には、国分寺はやっていない。区の方でも2区ぐらいやると言ったけれども、区の方は北区だけがやっているという実態がある。

危ない話だから、賢明なところは乗ってこないと私は見ているんです。八王子は、これに飛びついたわけではないと言うから、では、進めてほしいというふうをお願いしているわけなんです、どうもそここのところが、八王子としてやっているというふうに見えない。心配なんです。参考資料5なんかを見ると、絵にかいた餅の感じが否めない。そうならないようにお願いしたい。

校内委員会なんていうのをどうしてこんなところに使うのかわからない。私は非常にアレルギーがありまして、使ってほしくない資料を相変わらず使っているのがあるんです。いろいろ気になるんですけれども、16年度、10校から20校という部分、つけなくてもいい資料をつけるから、さっきのような質問が出るわけです。もっとできる形のもの、こうするんだというもの、あるいは協議会にかけるなら、協議会でこういうことをやってもらいたいんだという形が欲しいです。

A D H D対策のための何かをとりあえずやり始めようとしているような感じがする。特別支援教育を始めるに当たって、モデル事業を始めるんだというふうに言っているけれども、どうなんでしょうか。

小海学校教育部主幹 本市として独自に目指す方向ですけれども、これにつきましては、先ほどのところで、先進都市の事例がございました。こういうものを見ますと、東京都以外の各県では、ある程度特殊教育につきましては、各学校にほとんどそういう特殊教育学級が設置されている、そういうような状況がございます。

小田原委員 その話ですけれども、東京と地方は違うんです。地方は、東京みたいに養護学校があちこちにあるわけではないんだから、県に1つ2つしかないわけだから、各学校が特殊学級をつくらなきゃならないわけです。それと一緒にしてはだめです。八王子は特殊学級が少ないからつくらなきゃいけないという話で始まっているわけなんですけれども、それ自体は悪いとはいいません。それとは一緒にしてはだめだ。厚木の話なんかは参考にならないんです。先進県だなんて比べる話ではない。先進的に八王子がやらなければいけない話で始めていると僕は思っているんですから、そこで認識がずれちゃっているという

のは思うわけ。

子どもたちが苦戦していると言うんだけど、子どもたちが本当に苦戦しているんですか。通常学級で苦戦しているのは、先生たちではありませんか。

上野指導室主査 子どもが基本的には我々の方では一番被害をこうむる状態に置かれているというふうに考えております。これにつきましては、教育機関が教育という作業を通じて、市民が受けるサービスがそこに履行されなければいけない状態に我々の方とすれば保障しなければいけないわけですが、そちらの方がいろいろな意味でその子どもさんの特性というのも現実には原因の1つにはなるんですけれども、対応策がまた誤っているということも原因の1つにありまして、子どもさんが教育の効果をそこで受けられないというようなことで経過する時間が多々ございますので、そういった場合には、1つには、子どもさんの不利益というのは子どもさん自身が負うところがあるというふうに考えております。

もう1つは、いろいろな意味で、これはそれだけでは終わりませんで、自己評価を含めて、だんだん自分の活動範囲なり自分の考えられる範囲なりがどんどん狭まっていってしまうというような悪影響、そういった後進するような状況というのはたくさん抱える場面がございます。そういったものを含めると、苦戦して一番被害を受けて大変な目に遭うというのは、我々の方では子どもさん自身だというふうに考えざるを得ないというふうに考えております。

細野委員 先ほどの予算の話ですけれども、どういう資格の人をどの種目で採るのか、何人採るのか、そういった根拠をちゃんと示してほしい。先ほど、小田原委員さんがおっしゃったのは、僕も本当にこれは絵にかいた餅にならないかなという気がしますので、この予算の部分、算定の根拠を全部示していただきたい。算定の理由を教えてください。内訳だけではなくて、この予算についてはどういう要員で、どういう資格の人がここに入るのか。全部示してください。

小田原委員 これは一緒くたになっちゃっているから、支援教育にどれだけ道具をかしてもらおうかというのは、これは明確ではないんだよね。前年度と同じじゃないのに、前年度と同じあれになっちゃっているというのは、やっぱり粗いんですよ。

細野委員 インターンシップの方のこの300人という部分についてももう少し詳しく知りたい。単位を勘案しているのはどこの学校で、どのような名目でこの予算になっているのか、それは僕もすべて知りたい。それが費目が適切ならば、かなり大事な話ですから、

いろいろなところでバックアップの体制をとれるかもしれない。はっきり言って、絵にかいた餅ではできません。

齋藤委員 私もそれに全く賛成ですが、この関連予算措置というのは項目が全部ありますけれども、一番上は、これは東京都から出ている500万ですよね。それから下の項目というのは、全部八王子市の予算ですか。それがちょっとわかりにくいなと思ったんですが、スクールカウンセラーの報酬も、643万3,000円というのは八王子市の予算ですか。

小田原委員 この500万もそうですよ。東京都から来た金は、八王子の予算として組んでいるから入れてある。

齋藤委員 そうすると、これは全部八王子市の予算として組んでいる。

矢崎指導室主査 スクールカウンセラーにつきましては、高尾山学園のみの市単独のスクールカウンセラーの予算であります。普通の中学校は東京都の事業になります。

小田原委員 高尾山学園は下に別枠で書いてありますね。

齋藤委員 その上の643万円3,000円。つまり、何を聞きたいかということ、小田原先生と細野先生と非常にダブるんですけども、この事業というのは、基本的に私は賛成ですけども、前回は申し上げたとおり、この事業をやるためには莫大なお金がかかると思っているんです。その予算組みが、お金では買えないものが当然あると思うんですけども、どこまで八王子市が本気になってやるかというのは、この予算組みに相当見えてくると私も思うんです。だから、八王子市がどこまで血税を削ってこれにやるんだという意図が見えてくるかというのは、ちょっともう少し詳しい資料を見ながら見えてくるような気がするんです。

この一覧表も、東京都から出てきているものだとか、国から出てきているものの流用で、市独自でこれだけかけてやるんだというのが前年度から比べると多少ふえていっているだけしか見えないような感じがするんです。この程度意思表示でスタートしていいのかなという不安は私もあります。もう少し予算組みを細かい、どこから出てきて、どこから組んでいるのかという内容を私もぜひ次回見てみたいと思います。

上野指導室主査 実は、この表示した予算につきましては、上の3つが特殊教育と特別支援教育の方のほぼ特化された予算ですけども、その下、メンタルサポーター以下のものにつきましては、現在までも続いております。現在ある学校での年度事業の予算です。使える範囲があるというふうなもので表示してございます。

特別支援教育につきましては、ここで学校の方の組織化を始めておりまして、コーディネ

ネーターさんの学校訪問も今年度から始まっているんですけども、現実には各学校でどのくらいのお子さんがどのように、どこに困っているか、苦戦しているかというのは、実は総体的にまだ把握してございません。この事業を続けますと、総体的な把握を早くしなければいけないと考えております。

そういった中で、予算化が必要なものについては予算をつけてやらざるを得ないだろうということで、また、収入の方も、別枠に予算の方にここでも提示をさせていただくことになるだろうというふうに考えておりますけれども、申し上げましたように、まだ総体的な部分をとらえてございませんので、御期待に添えるような教育の形になるかどうかははっきりわかりませんけれども、御指摘のところにつきましては、内容につきまして提示するようなことを出させていたいただきたいと思っております。

小田原委員　　そういう話になるから困ります。総体的に把握していないで何でこういうような提案がなされてくるのか。苦戦しているといったって、総体的に把握していないで苦戦している子どもたちをどうして把握しているなどと言えるのか。話としては、上野さんみたいな考え方でいいと思うんです。だけれども、中身がどうか。実質的な部分というのはどうなっているのか、非常に不安なんです。

あるテレビ局が、今夜から、自閉症児を扱うドラマをやるんですね。あそこでは、要するに、特殊学級と呼んでいるみたいですけども、特殊学級の担任の先生が出てきて、その先生が重要な役割を果たすみたいなんです。こういう子どもたちを対応するのは担当する教員如何だと思っわけです。そういう教員をどれだけ確保するか、どういうふうにその人たちに働いてもらうか、そこが見えてこない。

僕は前から心配しているのは、通常学級の先生方というのは、こういうふうにやりますよと言っているけれども、そういう人たちがむしろ逃げ出すのではないか。子どもたち自体がどうなるのか。そっちの方を心配する。八王子が進めると言ったときも、どれだけこの理解を得られているか。

ある校長に言わせると、1校だから、校長が手を挙げているというわけでしょう。1校だけでしょう。その校長かどうか知らないけれども、校長の中では、口では総論としてはいろいろ言っているけれども、では、こういう学校を引き受けるか。引き受けないという校長だっているじゃないですか。そういうところが心配です。

名取委員長　　まだこれについてはかなり検討の余地があるかと思っております。もちろん、時期の迫っていることもわかりますけれども、事務局で可能な範囲で結構ですので、今の各

委員の考えをもとに、次回でも結構ですので、もう1度検討した上でお話をしていただければと思います。

小田原委員 これは報告であるということは、決まっちゃったという話ですよ。

名取委員長 報告ですから、あくまでも決まっていることだと思いますけれども、でも、委員さんから遅まきながらも意見が出てきたのですから、検討をしていただきたい。変えられるものなら、可能な範囲で、この委員会の意向を吸収していただければということですよ。

そういうことでいかがでしょうか。

齋藤委員 極めて具体的に言うと、先ほどの最後の表で、今年度、まだ10校から20校、わからないと言いながらも、予定としては、予定しているということは、これからの定例会で、何々中学校、何々小学校で、特別支援教育がスタートしますという報告が随時報告されてくるんですね。例えば7月からスタートする学校ができたり、9月から開設する学校ができたり、10月から開設する学校が随時具体的に言うてきてくるということですか。

上野指導室主査 年次機構を定めまして、順次準備に入りまして、そちらの方の体制を整えた上で、実施に向けて作業を始めていこうということですよ。

齋藤委員 その具体的な時期ですね。そのときに具体的な話をまた検討していくんだらうと思います。

細野委員 だから、そのときに、余り拙速しなくていいと思うんです。だって、現状としては、1つか2つ、それでもいいと思う。それを少し考えてください。

成田教育長 今回、報告事項ということでお出ししたわけですが、委員さんからさまざまな意見をちょうだいしました。八王子市独自のものをつくっていくことが重要であると。そのときにはあまり無理せず、じっくりやっていただきたいと。各委員からの意見を踏まえまして、進めていきたいと思っております。また、今後、進捗状況を随時報告させていただきます。

小田原委員 注意してほしいのは、例えばきょうの資料の中で、東京都の教育ビジョンがあります。東京都教育ビジョンの中にこの話が出てきますか。特別支援教育の話は出ていますか。出てきていませんよね。要するに、東京都は心障学級をどのようにするかというのは出てきていないです。この話というのは、非常に危険だと僕は思っている。

文科省はトーンダウンしている。なぜかといったら、そんなのは当たり前の話で、そう

簡単に出せる話ではない。だけれども、八王子はもっと先進的に進めていきますというから、僕らは、いいのではないかと、非常にすばらしいことはやろうとしているのではないかとみているんですけれども、残念なところ、ニンジンに飛びついている話に若干見えてきますのです。

坂本学校教育部長 研究費の中では、11ページのところで、心身障害教育、改善する項目の中で、用語としては出てきます。一番上、の「また」以降です。地域の実情に応じた特別支援教育体制を構築していくというふうな意味合いで、余り踏み込んだ書き込みではなく、あとは用語の定義で特別支援教育を従来の心障特殊教育に臨機応変にとらえて対応していくものだというふうな表し方をしています。

小田原委員 地域ですよ。都と区市町村が連携してやりなさいというのがものすごくおきます。金だけもらっておけば、東京都にあれこれ言わなくていいのです。

名取委員長 そういうことも踏まえて、よろしく進めていただきたいと思います。

大分時間が過ぎましたので、ここで休憩をとりたいと思います。

この時計で4時から再開いたしますので、よろしくをお願いします。

【午後3時45分休憩】

【午後4時01分再開】

名取委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、指導室よりお願いします。

小海学校教育部主幹 では、東京都特別支援教育体制・副籍モデル事業の実施について御報告申し上げます。

こちらの報告事項資料をごらんいただきまして、こちらが東京都からの通知ということでございます。

この副籍モデル事業の実施につきましては、次のページに実際の実施要項がございます。最初のところ、目的のところの4行目にありますとおり、小中学校における特別支援教育体制の整備と特別支援教室の設置、そして、都立の盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の地域指定と副籍の施行を先行して実施することによって、東京都が抱えるような具体的な課題とか必要な対応策についての研究、検証を行うことを目的とする。こういう内容でございます。

期間につきましては、1年間、平成16年4月1日から、17年3月31日までとする。ただし、17年度以降はまた更新することが可能である。

対象地域としましては、4区市のうち八王子市が対象になっております。副籍につま

しては、八王子とあきる野の2市において実施ということでございます。

これでどのようなことを行うかということですが、裏のページになります。一番頭、2番のところですが、市教育委員会が作成した事業計画に基づき、モデル事業実施地域を指定して、特別支援教育体制の整備、それから、特別支援教室の設置、副籍に関する事業を実施するという内容でございます。

あとは、事務的な手続ということになりますけれども、このような通知がございまして、八王子市が指定されたという通知でございます。こちらについての御報告ということでございます。

以上です。

名取委員長 ほかに補足はございませんか。

ただいま指導室より説明がありました。

何か御質疑はございませんか。

齋藤委員 これも東京都からのモデルということになってくると、随時経緯みたいなものを東京都に報告するような義務が出てくるんですか。モデル地区ということになってくると、それを何か公表する附帯義務みたいなものが出てくるんですか。

小海学校教育部主幹 先ほど資料の第6のところですが、事業の実績報告とございます。こちらにつきましては、7月と12月に進捗状況についての報告をし、その報告につきましては、東京都教育委員会が公表することができるというふうになっております。

小田原委員 これは先ほどの話とどう関係するのかということなしに、休憩を入れて話しているからわからなくなる。先ほどの話とどういうふうにつながるのですか。

上野指導室主査 先ほど説明申し上げました全体の制度、組織化の進捗とは別に、東京都でモデル事業として設定しているのは、その学校で実際に子どもさんを特別な教育課程を持ちまして、教育をし始めようというところまで想定している事業でございます。それがごく一部をモデル校として重点実施校というふうに先ほど表現しましたけれども、こちらの方で準備を進めていくという状況を考えております。

小田原委員 だから、副籍の問題と先ほどの特別支援教育計画と、ここで言っている教育体制のものとのどういう関係になるのかです。

上野指導室主査 そちらの方で、先ほど申し上げました各学校で校内委員会と呼んでいますが、そちらの方の設定、コーディネーターの設定、それと、特別支援教室での授業をどのように展開していくか、特別な指導、通常の教育課程でない子どもさんに合わせ

た教育課程での指導をどのように展開していくか、そういった体制を構築しまして、そちらの方の施行結果を提示していくということが体制整備の方の主眼になってくると思っております。

特別支援教室の設置につきましても、先ほどの重点実施校でのどの教室でどのような形で運営されたかというのがこの実績報告の方には報告に入ってくるというふうに考えております。

あと、副籍につきましては、現在八王子市内に住居をお持ちのお子さんで、都立の盲・ろう・養護学校に在籍しているお子さんにつきまして、居住地の学校を基本というふうに考えられていますけれども、在住地の小学校、中学校での教育活動の一部にそういったお子さんが加わることを前提としました副籍という考え方を東京都は持っております。東京都の説明では、学齢簿の中に記載をしまして、そのお子さんが当該の居住地の小中学校で何らか八王子市の学校で行われる教育サービスの中に入っていて、そちらでの活動をしていくということで、ねらいは地域で子どもさんが育つということを実際に体験し、そういう積み上げを経験をしていくというところを東京都の方は期待しているというふうに聞いております。これもノーマライゼーションの一環と説明のうちに入っております。

そういった副籍のこういったサービスができるのかとか、どのくらいの条件がついていなければならないのかとか、そういったものを実際に話し合っ、可能な範囲を提示していくというようなことの作業の内容になってくると思っております。

望月教育総務課長 このモデル事業については、御案内のとおり、特別支援教育体制と副籍モデル事業、2本がモデル事業ということで東京都から指定されております。そのうち、特別支援教育体制につきましては、実施要領の2の重点地域または重点校というところで、八王子市の方では、この移行事業の中の重点地域または重点校を東京都のモデル事業というふうに位置づけております。

具体的には、参考資料5で、その一例としてお示ししました南大沢小とか周辺の地域を重点地域ということで東京都のモデル事業との位置づけというふうに考えております。

それから、副籍モデル事業につきましては、ただいま主査の方で御説明いたしました、これまでの八王子市の実施計画、実施要領の中には入っているものではございません。新たに東京都の方から、現在八王子市で行われております数校での養護学校と、それから小学校の現在の交流の状況について本市の方に照会がございまして、八王子市として、東京都が掲げる副籍モデル事業としてふさわしい地域ではないかということで、東京都の方か

ら指定があったということでございます。

それを受けて、本市としては、現在実施計画と申しますか、実施要領にはございませんけれども、これを積極的に前向きに受けとめて、今後既に養護学校との交流を進めている学校と協議しながら、具体策をこれから詰めていこうというふうなところで現在考えているというところでございます。

小田原委員 話がおかしくなっている気がします。副籍は後から出てきた話と見ていいんですか。もともとなかった話がモデル事業に付随してきた。東京都はだまし討ちをしたというふうになりませんか。積極的にいいことだからと評価して取り組むというふうに言っているけれども、副籍の話というのはいつ出てきたんですか。このモデル事業、前半の方は の方は500万の話でしょう。 の方は後から出てきた話ですよ。

話としてはいいと思います。都に副籍を入れるねらいがあったというのは薄々というか、感じられていた話です。そういうことを察知していたのならば、就学計画のときに、都立に入れないで市立の学校に入れる、そういう就学前指導をすべきなのではありませんか。ところが、都立に入学した子は、普通の学校、市民の中で育てた方がいいですね、こういうふうに言ってくるというのはおかしいわけだね。

要するに、 の方で手を挙げたら がくっついてきちゃって、断るわけにいかないのだと思います。そういう話を休憩の前に、何で一緒にやらなかったのか。違う話として出てくるからわからなくなる。だから、そういうことを考えると、この計画そのものが、皆さんがどういうふうに考えているか非常に疑わしくなるんじゃないですか。1つの話を何で休憩を挟んでまた出してこなきゃいけないのか。だから、理念というのか、しっかりした考え方に立ってこの計画ができているのかどうかという点が疑わしくなりませんか。

小海学校教育部主幹 今回2つに分けたというのは、前回の定例会での議論で積み残しの部分があった。そちらについては整理してまた御報告させていただく。そして、副籍については、ここで新たに御報告する事項でしたので、それであえて分けたというのが経緯でございます。できましたら、最初に、前回の積み残しの部分に引き続いて御説明させていただきたかったんですけども、たまたま2つには分けていましたけれども、一緒に御説明はするつもりではございました。

齋藤委員 つまり、この委託対象地域というのは、北区と八王子市と調布市とあきる野市の4区市、それから、副籍については八王子市とあきる野市。対象市が4つあって、副籍が2つ。その前に、小田原先生がおっしゃったように、 の特別支援教育の東京都から

の移行がありますよね。そうすると、その3つに全部絡んでいるのは八王子市だけだ  
ことですよ。

これを受けたら、副籍が付随していたといっていましたけれども、先ほど話にあった  
国分寺はこれには出てきませんね。

小田原委員 国分寺はおりたんです。

だから、僕は前から言っているように、ニンジンに飛びついている話なのではないかと  
疑うわけです。都はニンジンに飛びつくのを待っていたかどうか知らないけれども、ぶら  
下げられたときに、八王子はいかがですかと言われたから飛びついた話なのかと聞いたら、  
いいえ、八王子は自分から積極的にやりたいと言って名乗り出た話だというから、それを  
前提に話しているんですけれどもね。

齋藤委員 つまり、これは関連はあるけれども、違う話なんですか。

小田原委員 同じ話です。

齋藤委員 では、これは必ずついてくる。

小田原委員 だから、さっきの休憩で切る話ではなかったんです。休憩を入れたというの  
は、その程度の話だからなんです。しかし、そうではないと言うから、信頼申し上げます  
けれども。

名取委員長 そういう御意見ですね。では、これはあくまでもこの項目は報告事項ですの  
で、そういうことで取り扱うより仕方ありませんので、報告を受けたということにしま  
しょう。その結果、いろいろな御意見が出たということは御承知の上、今後に備えていた  
だきたい、このように思います。

そういうことで、この項は終了したいと思います。

次に、指導室から御報告願います。

岡本学校教育部参事 16年度入学式の状況について御報告を申し上げます。

お手元に横長の資料、小学校の方の資料が2枚を続けたものが1枚と、あと中学校の  
ものが1枚になっておりまして、小学校の方、68校が入学式をとり行いまして、その結果、  
国旗掲揚につきましては、(1)番、式典会場内に、全部舞台壇上に正面掲揚がなされま  
した。

(1)番のアでございます。

それから、(2)番、式典会場外では、七小の方で式典会場外に掲揚しませんでした。  
キでございます。

それから、国歌斉唱関係でございますが、（４）番、国歌斉唱はサ、全部の学校が斉唱いたしました。

（５）番、教職員の起立でございますが、２２番の館小学校の方で国歌斉唱時に不起立がございました。

それから、（６）番、伴奏等でございますが、全部の学校でピアノ伴奏によって実施されました。

（７）番、式次第でございますが、テ、国歌斉唱と式次第の方には記載されております。

会場設営等の関係でございますが、（８）番、体育館等での実施で、ナ、舞台壇上で演題を設置して小学校全校が実施されております。

（９）番、会場設営でございますが、全部の学校が児童生徒が正面を向いて着席して実施されました。

同じく中学校でございます。国旗掲揚、（１）番、式典会場内、ア、式典会場舞台壇上正面に全校が掲揚されました。

（２）番、式典会場外、カ、式典会場外に掲揚、全部の学校が式典会場外に掲揚されました。

（４）番、国歌斉唱、サ、斉唱した、全校で斉唱されました。

（５）番、教職員の起立、１０番の石川中学校において、国歌斉唱時に不起立がございました。

（６）番、タ、ピアノ伴奏が全部の学校で行われました。

（７）番、式次第に国歌斉唱と全校で記載がありました。

会場設営等、（８）番、ナ、舞台壇上で演台設置し実施、全校が行いました。

（９）番、会場設営、ハ、全部の学校で児童生徒が正面を向いて着席して行われました。

なお、不起立がございました館小学校は２名でございます。それから、中学校の方は１名でございます。

このような状況でございました。

名取委員長　ただいま指導室の報告は終わりました。

本件について御質疑はございますか。

齋藤委員　１点確認のために教えていただきたい。私の勉強不足だったら申しわけないんですが、国旗国歌のことについては、新学習指導要領にうたって、国旗国歌については法制的に決まったということはわかるんですが、会場設営の欄、例えば卒業生が一生懸命作

ったパネルが会場のどこかに飾られている、演台のどこかに飾られていると言った部分、これも法制的に何か制約があるんですか。

岡本学校教育部参事　このことにつきましては、これまでの経緯の中で、国旗を壇上正面に掲揚することをできないようにするというようなねらい等もございまして、ステージの中に作品を飾ったりとか、そういう経緯がございまして、厳正な儀式としての雰囲気にとぐわれないということで、きちんと体育館での舞台壇上に国旗を掲揚して、参加した全員がきちんと国旗が掲揚されていることが確認できるような、そのような儀式的な会場設置がふさわしいということで、都の方で実施指針が出されました。八王子といたしましても、そのような形で学校の方に通達を出しました。そのような経緯がございます。

齋藤委員　通達というのは、言葉の云々ですけれども、これは命令ということですか。通達と通知は違いますよね。

岡本学校教育部参事　経緯がございますけれども、私が個人的に調べたところによりますと、通達でも通知でも、内容がきちっと指導の徹底を図るというものであれば、それは重さとしては同じであるというふうに私は個人的にはとらえております。

齋藤委員　何を言いたいかという、国旗国歌のことは、もちろん、私もちゃんと式典としてしっかりやった方がいいというふうに個人的には思っていますが、例えばかつているなどところに出た入学式、例えば小学校の入学式なんかは、まだ小さい子どもたちばかりである。かつて出たような小学校なんかでは、対面式で、壇上を使わずにやっていた。当然日の丸も上げられているし、君が代もきちんと歌っている。でも、在校生と例えば親とか生徒たち、先生の方でいろいろ考えて対面式でやっていて、壇上を使わずに下のところに小さい台をつくって、先生方も目の前で話すような、そういう入学式も私も見てきた経緯があります。

確かにこれは難しい問題だと思います。ある程度のことを許していくと、何かまた式典を荒らしていこうというようなものが出てくるというのも、それは困るという一方の考え方はわかりますが、余りそのところを通達等で厳しくやるために、何か今まで本当にうまくいっていた、非常に温かい優しいそういう入学式等が厳しくやられることによって、できなくなってきたという経緯も今年度出てきたことも事実です。そのあたりはどうなんでしょうか。

岡本学校教育部参事　私見になりますけれども、儀式的な部分と、イベント的な部分が今までは混在しておりまして、儀式というものは厳正な雰囲気の中である程度の節度を持っ

て肅々と進められる、そういうふうな形の中での卒業式、入学式等、あるいは周年行事等の効果を児童生徒にも伝えていくような、そのような役割が学校教育にあると思います。

今までは、それが今申し上げましたように、儀式的な部分とイベント的な部分がかちゃになった形での部分があったために、きちっと入学式、卒業式に厳粛な中でとるべき参加者としての姿勢が身につかないまま大きくなっていく。そういう部分が御指摘が非常にありまして、今回このような具体的な会場の設営の仕方、あるいは児童生徒が正面を向いて、儀式でありますのできちっと生徒を立たせて式が進行していくような、そのような厳粛なムードをつくる、雰囲気をつくる、そういうことを小さいうちから、小学校で言えば1年生のうちから肌で感じて、大きくなって、例えば成人式でありますとか、さまざまな公的な行事等に参加する場合もその場面でのとるべき行動がとれる、そのような子どもたちを小学校の段階から育てていきたい、そのような趣旨がございます。

齋藤委員 このことについて長くやってもしょうがないと思うので、確認ですけれども、国歌を斉唱する、国旗を掲揚することについては、法制化されている、これはわかりました。また、会場設営について、これは八王子市独自の通達だという形になる。そうすると、今年度について、八王子市が学校に通達を出した。つまり、一種の命令として出したということですが、来年について、またその通達を出すか出さないかは、また検討する余地があるのですか。これは八王子市独自のものですから、検討の余地がある、そういう判断でよろしいですか。

岡本学校教育部参事 都としての都立学校に対する通達がございます、その中に実施指針がついておりまして、それを都の指導部の方から各教育委員会の方に、これをもとに指導の徹底をお願いしたいという文書がございましたので、市といたしましても、先ほど私が申し上げましたような趣旨を踏まえた上で、八王子市として通達を新たに出し直した、そのような仕組みになっております。今年出したものが、来年以降もずっと生きているというふうに考えておりますけれども、状況を見ては、また新たに通達なり通知を出していくことはこれからもあろうかと思えます。

齋藤委員 つまり、また来年の卒業式、入学式については、八王子市は独自に出す通達については、また検討していく余地はあるということですね。これは八王子市独自の問題ですね。わかりました。

成田教育長 お手元のこの資料をごらんになっていただくとわかるんですが、今齋藤委員さんが懸念された式場の設営について、報告書の中には、特にそんな部分があったという

ような記載はほとんどありません。小学校、中学校いずれについても、式場設営が今までと違ったことによって不都合があったというような感想がまずございませんでしたので、私どももよろしかったかなというふうにはとらえております。

齋藤委員 一応教育長さんと、そのあたりのずれがあるかどうかわかりませんが、少なくともPTAの連合会などでは、今まですごく温かいものが非常に厳しくなってしまったという声が多いです。いいか悪いかは別問題として、特に入学式、今まで1年生なんかを迎えるのをすごくいいムードで、花を体育館に飾ったりしてやっていたものができなくなったことについて、問題があるという保護者からの意見は多く聞きます。それがどういう形でまた出てくるかわからないですけども、今回の報告書がそのまますべての保護者の声などを反映したものであるとは思いません。

小田原委員 室長が、この数字だけを言うからそういう話になってくるのです。この数字を示して、市教委の見解としてはこうですというのをつけ加えればよかったんです。今齋藤さんの話、変える通達が出ない限りは生きる考えるべきですね。だから、去年の通達は都に先立って八王子市が出したんです。それをまた都が出しましたので、追認する形でもう1回八王子が出しているというのが経緯としてあったわけで、八王子市は独自でこれを進めて、八王子市として進めてきたあの通達は、それを変える通達が出ない限りは生き続けるといふふう考えた方がいいと思います。

だから、来年どうするかというのは、またその時点で考えればいいんですが、ほぼ100%に近い形で出てきていることについてどう考えるかというのをむしろ考えた方がいい。これはきょうの資料にも出ているわけですが、これも賛否両論あると思うんです。これが100%喜ぶ数字であれば、議会なんかで聞かれたら、100%と答えられる。今まで100%といたら、うそをつけと言われていたわけですから、今度は言われなくても済むだろう。だけれども、これを100%にするというのはそもそもどういうことなんだということ考えないといけませんね。

今、形を小学校のときから入っていくという話が出ています。形から入る、あとは心をつけていくということなんです、心をどうするかという問題が後に残る。後で、そういうことをお聞きしようと思ったんですけども、要するの、100%にすることが目的ではないので、どうするかというのをきちんと考えなきゃいけない。

職務命令なしにこういうふうにした学校とそうでない学校というのは多分あるだろうと思いますから、職務命令がなかったら、また去年と同じ、似たような形になっちゃうだ

ろうというものになりますから、そうでない形をどうするかというのは考えていく。それは、教育委員会、教員の話だろうというふうに思います。

細野委員 話が欠落しているのは、重要なところがあると思うんだけど、私立の学校だったら、それは自身が考えればいいこと。だから、日の丸を上げようが、何しようが、どうでもいいんです。実際にそういう有名な私学だってある。ただ、公立は違う。設置者がだれか。まず法令があって、通達があって、出されたんだから、遵守する必要があるわけです。

今の国の制度というのは、階層性を持っているならば、それはそれで、尊ばなければいけないこともあるわけです。そうでなければ、社会的な秩序なんてない。そのところをきちんととらえないといけませんよね。非常に和気あいあいとしたイベントがあったというものと、厳粛な式典というものをごっちゃにしてはいけません。そのところをきちんとしなきゃいけないと私は思います。

齋藤委員 誤解のないようにしていただきたいのですが、私も、日の丸、君が代については、法制化されていることだから、徹底されるべきだと思っています。

細野委員 そういう話ではなくて、式典というものと、イベントというものは、これは区別しましょうということです。それが、もし八王子の教育委員会の方針ならば、それはそれできちんとしなければなりません。その部分をまずあやふやにしてこういう話をしていくから混乱する。僕が言っていることは、その部分からきちんとしましょうということです。

齋藤委員 ですから、今年はこれで済んだことですから、来年の卒業式、入学式については、八王子市の考え方というのを1回討議すべきだと思います。どういう形で通達を出していくのかということについて、私なりの意見を言わせていただきたいと思います。一度出た通達はずっと生きるということであるならば、それが正しいものかどうかというものについて、私なりの意見を言わせていただきたいというふうに思います。今回の報告はこれで受けます。

細野委員 非常にすごく大事な話だと思うんです。制度的なことを考える。それから、社会秩序のことを考える。市としてはどういう方針をとるのか。これはきちんと決めなければいけないんです。そのことについて討議を十分したのかどうか分かりませんが、私は10月だから分かりませんが、今こういう話が出るというのは、そのあたりの合意というのがなかったかもしれない。そこはきちんとしなければいけないと思います。

言いたいことは、社会的な秩序というのは非常に大事である。これは、小さいときから

教えなきゃいけない。それがおかしいから、昨今の成人式みたくなっちゃうわけです。今の青少年の行動を見ていて、私は思います。

成田教育長 この通達を出すに当たりまして、教育委員会ではかなり協議していただきました。本当に通達でいいのかどうか。小田原委員の方からも言われました。私どもは、万全を期して、これについて通達で行いたいということで、このようになりました。その後、お二方の教育委員さんが御就任されまして、この論議については確かに加わっていらっしゃる中で、お二人のお考えも、只今、伺いましたので、私どもとしては、来年度の方針は教育長として変えるつもりはございませんけれども、また、改めてそのような時期になりましたときには御意見をいただけるかと、そんなふうに思っております。

小田原委員 私が言っているのは、そのときになってという話ではない。だから、儀式というものはこうすべきものですよと言わなくてもやるのかと思ったら、そうではなかったというのが現実だと思うんです。だから、通達を出さなきゃいけないという話になってくるだろうと思うんです。

そこにさらにつけ加えてほしいのは、僕が心と言っているのは何かと云ったら、何で国歌を法制化してまで歌いなさい、儀式で指導しなさいというふうに言っているかということ、これは、日本人としてのアイデンティティがもともとあるわけです。それにそぐうものかどうか、多分その議論だろうと思うんです。だから、国旗国歌について教えることを、学校教育で指導する、その指導は常日頃からやらなければいけないんです。

だから、卒業式と入学式、つまり365分の2だけだったら、そんなところに精力を使う必要はないというのが僕の考えです。そうではなくて、365分の365だよという、その中に儀式が2日あるんだよというふうに考えなきゃいけないと私は思っている。

細野委員 大賛成。なぜなのかというのは、またいろいろありますけれども、365日の2日ではないんですよ。

名取委員長 私も言わせていただきたいんですけども、教育委員会は儀式をしっかり大事にしてほしいと思います。せっかくの卒業式、入学式へ行って、国旗にしわが寄っていたりする。これが本当に心ある人のやることか、国歌を歌わせる式場かと、そういうことを思うような学校がありました。

それから、式典会場とか、印刷物なんかに会場という名前を使っているんです。これで何が心を教えられるかという、そういう情けない思いをしたことがあります。ぜひその辺から校長にも教えていただきたいなと思います。やがて紋付を着ない国民が出ますよ。こ

れこそ私は日本のよき伝統だと思っているんです。ですけれども、紋付は少ないかもしれませんが、そういうことで大事に扱っていただきたいと思います。

齋藤委員 何か私が発言すると誤解が生じちゃうのかもしれませんが、細野先生のおっしゃることは私はよくわかりますよ。私も賛成ですし、やはり式典というのはしっかりしたものでなければいけないというふうに私も思っているんです。そこは絶対誤解のないようにしていただきたい。それは私も一緒です。

ただ、私も地域の育成会からずっと今まで小学校の入学式に、成田先生を前にお恥ずかしいですけれども、もう10数年以上地域の小学校の入学式に出てきましたけれども、きちんとやっているんです。子どもたちもきちんと入場してくる。きちんと起立もしている。一礼もしている。儀式的な部分はきちんとやっている。そのうえで、なおかつ学校で工夫してつくった温かい式典が今まではあったということを言っているんです。だらだらしたものがいいと言っているわけではありません。きちんとした式典を行いながら、なおかつ学校の中で工夫しながら、親と向かい合わせのいろいろな式典も今まであったことは事実だということを言いたいんです。

だから、何でもかんでも一緒くたにしてほしくないんです。そういうことをするから、だらだらしてしまうとは思いません。儀式的な部分はきちんとしながら、なおかつ心温まる入学式は今までも存在したと思います。だから、それも全部だめだと言ってしまうことによって、今まで一生懸命工夫していた先生方のやる気が失われてしまうのではないかというのを私は懸念するんです。そこら辺もある程度認めてあげてもいいのではないかと思います。

ある部分を認めることによって、式典全部がだらけてしまうことは私もだめだと思います。それはだめです。きちんとしたものをやりながらも、学校の特色というものは出していけている学校が私はあったと思います。

細野委員 それは、一つ一つの式場のときに、齋藤さんが目撃されたものが一般的な形であったのかどうか、それもまた問わなくてはいけない。要するに私が言いたいことは、式典ということとイベントというのを峻別するという。もしも、地域の人、あるいは先生方が児童たちを温かくお迎えしたいというのは、それは別のイベントか何かで工夫できないかなということなんです。

公立の学校なんです。これはすごく大事なことです。公立の学校として、我々は設置者の代表として行ったというときには、どういうことを我々としては標準化しなければいけ

ないのか。そこのところを少し考えてほしいと思います。ただ、強制させられるからやるんだというような雰囲気というのは、それは間違っていると思う。ただし、今までいろいろな事情でそういうことがあったわけですけれども。

では、校長のリーダーシップでそれができるかどうかということ、できないという状況もあったわけです。だったら、教育委員会のガイドラインとして出しましょうということですから、残念ながら、校長はリーダーシップを持っていなくても、これだけはしてもらいましょう、こういうことなんです。齋藤委員が言うことは、非常に理想的なんです。

齋藤委員 言われていることは、一緒だと思います。だから、そのガイドラインをつくるときに、どこまでを厳しくし、どこまでをどうするかというところを次回の入学式、卒業式までに話し合うべきだと私は思います。

成田教育長 今齋藤委員さんが、温かくとか優しくとか、そういう会場の設営や流れは非常によかったというような発言があったかと思うんですが、そのことが、先ほど小田原委員さんが言われた、心の部分とはつながらないと思います。

ここにある小学校のところに、国歌斉唱時に国旗に注目させるわけでもなしと、こういうふうに書いているんです。だから、国歌斉唱と次第にうたっているながら、児童にそういうふうな指導が行き届かないというのがやはり問題なんです。儀式というのは、私はシンプルに、そして、儀式に特化したものでないといけないと思っていますから、イベントとはまた違ったものとして教育していくことは必要だろうと思っています。

小田原委員 時間をかけさせて申しわけないんですけども、今まで心温まる卒業式、入学式であって、先生方もやる気を持っていたのに、こう制約するとやる気がなくなるという意見ですが、それでやる気がなくなってしまうのでは困るんです。僕は、やる気がなくなるような教員ではないと思いますけれども、それでやる気がなくなるんだったら、教員をやめた方がいいだろうと思うんです。儀式に特化するかどうかというのは、今までの流れがありますから、峻別というのは非常に厳しい話だろうと思いますけれども、方向としては、そういうことだろうと思います。

細野委員 教員をやめたっていいんです。私立の学校へ行けばいいんです。

小田原委員 新聞でも言っていますよね。

細野委員 それでいいんです。大学だって、卒業式に国旗揚げていません。

小田原委員 公立がやるようになったから、それまで上げていたのをおろした私立の学校があるんです。公立のように思われたら困るからと、今まで上げていたのをおろした学校

もあるんですよ。

細野委員 公立かどうかというのがキーワードなんです。このところを踏まえてほしい。

齋藤委員 理想と言われてしまうかもしれないけれども、私が見てきた小学校、例えば小学校の入学式を想像してみてください。ついこの間まで幼稚園児ですよ。その幼稚園児をいろいろな話をするとき壇上の上から話をするのと、その子どもたちの本当に目の前に行って話をするのでは、伝わるものが違うと思います。

小田原委員 幼稚園は卒園式を壇上でやっています。

齋藤委員 私は、すごくいい式を今まで見てきました。

小田原委員 小学校にきたら壇上でなくなる。それは、小学校の方が間違っていたんです。幼稚園がきちんとやってきたのに、小学校へ入ったら入学式のときからおかしくなって、入学式のあいさつのときだって、皆さん、楽しく遊ばしましょうみたいなことを言っちゃっているわけでしょう。そうではなくて、しっかり勉強しろということと言わなきゃいけない。

岡本学校教育部参事 ありがとうございました。儀式としての内容にできるだけシンプルに特化していくようなことで子どもは指導してまいりたいと思いますし、また、小学校から高校まで、子どもたちが培ってきてその集大成で高校を卒業して社会に入れるような、そのような儀式を今後も学校の方には指導してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

名取委員長 よろしく申し上げます。

そういうことで、この項は終了したいと思います。

引き続き、指導室から御報告願います。

岡本学校教育部参事 お手元に、市立の中学校における教員の未配置状況という資料が配られていると思います。

本日、平成16年4月14日現在で、中学校において新採の教員の欠員が生じている学校がございます。つきまして、担当の係長の方から御説明をさせていただきます。

新井指導室主査 それでは、御説明をいたします。

小中それぞれ教員の配置につきましては、3月4日以降内示をいたしまして、欠員が生じているところについては異動のカードがありませんので、新採用教諭での配置という形で進めてきましたが、何校か欠員になります中学校でございますけれども、新年度の新たな学級数が非常に見込みづらい学校がございました。具体的には、新入生が80名になる

のか、81名になるのかというのがなかなか読みづらいわけございまして、最後まで様子を見て見込んでおります。

春休みになりまして、学級数がほぼ確定をできてきたのでございまして、4月1日の時点、これが発令の段階でございまして、4月1日に確定した学級数に応じて欠員が生じた学校を4月2日付で東京都に報告し、新採教員による補充を申請したところございまして、その後、4月8日、東京都から、まず担当者から担当者に電話連絡で、新採教諭の数が全都的に足りない、不足しておるという中で、八王子市は11人欠員を申請しておりましたが、11人とも配置できる状況にはないとして、こういった連絡がまずありました。

これについては、我々としても納得できる対応ではございませんので、それは困るといふ話をしてきたつもりでございまして、その結果、翌日、4月9日に、再び正式に連絡がございまして、この11名の欠員のうち、甲ノ原中学校及び松が谷中学校、この2校については、全学校の学級数が6学級から7学級に上がったところございまして、それによりまして、東京都の定数配当基準で言いますと、教員が2名増員になる。このままでいけば、2名とも張りつかないとなると、東京都の決めた定数よりも2名少ない状況でいかななくてはいけない。

こういったところになる2校、この2校については、教育委員会として、何とか1名新採教諭を配置したいと考えております。ただ、残りの9名については、配置できる見込みがない、このような状況がございまして。これについては、我々も納得をしたわけではございませんけれども、まず新学期が始まっておりますので、各学校に連絡をとりまして、状況説明をしているところでございまして。

現在の状況でございましてけれども、引き続き東京都に対しては、欠員は埋めるのは東京都の責務であるというふうに考えておりますので、新採教諭の補充を求めていきたいと思っております。ただし、東京都の方も、昨年度の試験による新採教員はすべてという説明でございまして、このまますぐに配置をされるのもどうかという点がまずあります。その中で、当面このまま欠員のままいくわけにはいかないと思います。並列的に、東京都に対しては欠員補充で、教科指導に必要な非常勤講師による時数の確保をお願いしている、このような話をしております。

これについては、欠員が生じたことによって生ずる教科指導に必要な講師にするについては、東京都は責任をとって回答をしたい。さらに、欠員が生じていることによって、一定の校務分掌、これを行う上での支障が生じている。これについては、1名欠員に見合う

相当分の講師数を配置をしたい、このような考えでいるという話が東京都からあります。これを引き続き進めてまいりまして、できるだけ学校の支障のない形で進めていきたい、それと同時に、引き続き新採教員の定数の正式な配当も要望していきたい、このように考えております。

名取委員長 何か御質問ありますか。

齋藤委員 要望し続けていくとおっしゃいますけれども、おおよその読みはどうなんですか。要望し続けて、いつ、どうなりますか。

岡本学校教育部参事 これについても、ほかの区市の方でも、欠員状況が実際にはあるというふうに聞いておりますけれども、引き続き要望することによって、若干の新しいカードが回ってくる可能性も含めた上で私どもは要求を続けてまいりたい、そういうスタンスでございます。恐らく残りの欠員すべてがなされることはまず不可能であるというふうにとらえておりますので、今申し上げましたように、非常勤講師などの時数確保も同時に進めていかざるを得ない、そういうふうに考えております。

名取委員長 この講師の時数を確保するのも大変ですね。というのは、新採が途中から入ってくることも考えられますしね。そういう要望していますから。そうすると、1年契約でお願いするというのもできなくなりますね。その辺はどうなのかな。

新井指導室主査 実は、同じような状況が、今から3年前、小学校の方で起きていたんですけれども、確か4名ないし5名程度欠員が生じたことがございます。その際も当然同じような形で講師対応したところですが、東京都としては、年度途中でも新採が入った場合だったら、年間事業として契約した講師を引き揚げることはしなかった、こういった経緯があります。それがこのまま今年度当てはまるかどうかわかりませんが、そういった事実がございます。

細野委員 よくわからないんですけれども、1名欠員と書いてありますよね。各中学校は1クラスつくらなければ何人あふれてしまうんですか。そのデータはどうなっていますか。全部教えてください。

新井指導室主査 第三中学校は、心障学級でございます。心障学級で現在生徒数が30名おります。

細野委員 30名は定員ですか、実数ですか。

新井指導室主査 実数です。30名で、東京都は8名を1クラスと考えておりますので、今想定では4クラスになります。1クラスは6名、あるいは8名、8名、7名、7名とい

う計算になります。余るのは6名余ります。

小田原委員 何故30名になったのかという話をしないと、1名欠員という話がわからない。非常に不親切な資料です。

細野委員 なぜそれを聞くかということ、優先順位で緊急性のあるところは、まずそこからやらないきゃいけないでしょう。要するに、9名必要ですという話ではなくて、緊急的にはどこにやらないきゃいけないんだ、それを判断したいわけ。だから、すべて教えてください。

新井指導室主査 まず人数から申し上げます。甲ノ原中について申し上げます。

小田原委員 だから、第三中はどうなんですか。何で30名になって、何名要るところ、3クラスで教員が何名必要なのか。

新井指導室主査 本来であれば第三中学校は定数6名でございます。

小田原委員 では、3クラス6名で、4クラスになると7名になるわけですか。

新井指導室主査 3クラスの場合は、4名です。4クラスになると、6名になります。

小田原委員 それで、何で1名欠員といえますか。2名欠員ですよ。心障学級が原因ではないじゃない。第三中は、では、2名欠員ではなくて1名欠員、どうしてそうなるの。

新井指導室主査 1名はあらかじめ増えるだろうという見込みで張っておいた部分がございます。

小田原委員 だから、そういう話が、また違う。

新井指導室主査 第三中につきましては、30名どうやらいきそうだという話があったんですが、1名市内に心障学級担任で浮いたカードがありました。八王子市として過員のカード、そういったカード、それを三中に配置いたしました。2名増えたんですが、残り1名を新採でと思っていたところ、新採のカードが来なかった。今は30人で、教師は5名ついております。本来であれば6名必要になります。

細野委員 どういう計算なの。今、教員が5名いるわけですか。

新井指導室主査 東京都の定数の計算というのは、心障学級の場合、8名1クラスで、クラス数プラス1名というのが定数の計算です。1クラスでしたら2名、2クラスでしたら3名、3クラスでしたら4名です。ですが、4クラスになると、2増えて6名になります。

細野委員 それで1名足りない、わかりました。

新井指導室主査 甲ノ原中は、新1年生が81名になっております。ここに対して、全学校で7学級あります。7学級ですと、本来であれば12名の教員が全校で必要になります。

細野委員 そういう話ではない。1年生でどう、2年生でどう、3年生でどう、その話で

しょう。何で全校の話をするの。全校の話ではないでしょう。

小田原委員 何で81名。もともと何名だったの。

新井指導室主査 80名です。

小田原委員 何で1名増えるの。そういう話をして、40人が1クラスの定員だから、41名になると、3クラスになりますよという流れですよ。

細野委員 81名というのは何学年の話ですか。

新井指導室主査 新1年生の人数です。

細野委員 今話しているのは、新1年生ですね。

新井指導室主査 それぞれ学校によって、2年生だったり3年生だったりしますけれども、甲ノ原の場合については、新1年生が4月1日の時点で81名になりました。そうしますと、3学級になります。40名までが1クラスですから、新1年は3学級、1組から3組になるわけです。

小田原委員 41人のクラスは認めないんですか。

細野委員 何で41名はだめなんですか。

新井指導室主査 次の年に変わったときにも、ふえていくのだったら変えなくてもいいという制度はあります。

細野委員 だから、40名がよくて、41名だめだと、その根拠は何ですか。

小田原委員 それは法律ですね。

新井指導室主査 東京都の学級編制基準というのがございまして、その中で、4月1日基準、それからもう1つ、4月7日基準で40人という上限としては学級編制をするというのが基準になっています。

細野委員 そうしたら、はじめから上限を30にすればよくありませんか。そうすると、余裕を持ってできませんか。上限を30にしてあげればいい。そうすれば、こんなプラス・マイナスの都合なんて起こらない。

小田原委員 いや、30人とした場合でも、29や30はよくて、31になったら増えるという話になる。また同じことです。

細野委員 僕が言っているのは、余裕を持って教員を確保する。30にしておいて、教員を多く確保しておく。何でそういうことができないのですか。

小田原委員 それをやると、混乱してしまう。要するに、公平性が保てない、そういう話になる。だから、僕は41でも増やさなくて構わないと思っている。この中に不登校の生

徒がいたらどうなるのですか。そういう話になってくる。実質は同じだという話になる。だけれども、学校としては、教員を確保したいから、定数だけはきちっとやる。

細野委員 要するにどういうことかという、40だとこういう形になってしまうからやめましょう。2つやり方があって、それぞれの市で予測をしてもらいましょう。定員はそれぞれのところで決めちゃえばいいんだというのがまず第1。

それから、40よりも50の方がもっとがたがたしちゃうから、30にしましょう。30で定員をつくっておいて、そうすれば、40になろうがあれしようが、その分だけぶれが大きくなったっていいわけですよ。それをやれないのですか。

新井指導室主査 今細野委員さんのおっしゃる件につきまして、文科省の方で検討してまして、学級に対して教員を配置するという考え方から、1校の児童生徒数に着目して、そこで配置して、学級の編制をむしろ弾力的に行うというふうな方向が現在検討されています。現時点では、まだそういうきちんとした基準で行うということになっておりませんので、国からの教員の配置は現行のやり方でやるというふうになっております。東京都の方も、国の国庫補助の予算がそのような形になっているのを踏まえて実際には行っているという現状がございます。

小田原委員 30人にすると、例えば八王子だけで試算してもいいですけども、何億という金がかかっちゃう。

細野委員 いいですよ。教育なんて、一番大事なんだから。

小田原委員 逆に、教育が一番金がかかるから、削られるんです。

齋藤委員 全く視点を変えて考えていただくと、今度は保護者のレベルで考えると、80人が81人かは、すごく大きいんです。特に中学校。非常勤の先生では部活は持てませんし、いわゆる体育祭をやるにしても何にしても、非常勤の先生と常勤の先生とは全然違うわけです。だから、実は、保護者のレベルでは、来年度の新入生は80人だということ、何とかどこかからもう1名が来ないのかとか、そういう話になります。本当に1人でも先生を多く欲しい。これは、今のところ一つの決まりなんですから、そのきまりに従う。今後のことはともかくとしても、今、決まりの中でやっているわけですから、そこに9人もの先生が八王子に足りないというのは、どう考えても東京都の責任ですから、保護者のレベルから考えたときに、何が何でも配置してくれなければ困ると思います。

小田原委員 そもそも新採で合格した数がないんだから、何が何でもといっても、どういふふうにつながってくるんですか。何が何でもいったら、何でもいいわけですか。八王子にそ

んな教員を抱えちゃ困るわけです。

齋藤委員　もちろん、その次の話があるわけで、ずっと今までも話をしてきた中で、八王子市に変な教員が来ないようにという話をずっとしてきた前提があった上での話です。だれでもいいと言っているのではありません。何が何でも、いい教員を持ってくるんです。だれでもいいなんて全然言っていません。何が何でも、追加しようとかだらうと配置してもらうんです。しかも、東京都全体で足りないのが、私が聞いている中では、38名足りないと聞いている。その中で、八王子市に9人ですよね。およそ4分の1です。東京都全部の中で、東京都が読み違えたのか、38名の中、4分の1は八王子が足りないというのは、どうなんですか。私は絶対許せないです。

小田原委員　今の話を聞いていると、これは八王子がペナルティーを食っていると思うんです。1名浮いているカードがあったわけなんだから、ほかのところが足りないのに、八王子はまだ1名浮いていたというのがあるわけでしょう。浮いていたというのは、要らない教員を過員で抱えていたわけです。だから、もともとの計算を八王子が間違えたんだから、その責任は八王子でとってくださいよというふうにやられているかもしれない。

齋藤委員　その1名に関してはね。

小田原委員　だから、11名欠員といっても、それは八王子で考えてくださいよという話で、その11名のうち1名は過員で抱えた部分でまかなえている。11名のことを除けば、100名必要のところは101名いたわけですから、そこに欠員が11名上がって1名減らせば9名になった、そういうような話でしょう。

細野委員　ちょっとよくわからないのは、各学校の新入生の読みは我々が都に何人と報告するわけですか。我々としては落ち度はないわけですか。

新井指導室主査　私たちとしては、落ち度はないと思っています。というのは、例えば今小田原委員がおっしゃったように、81人になって、この学校は3クラスになるとあらかじめ見込んでおいて、それで教員をもらっておく。ところが、いざ4月1日にふたをあけてみたら、1人転出しました。80人になりました。2クラスになりました。結果、教員は余ってしまうわけです。それは、東京都から強くペナルティーをもらう原因になります。ですので、担当者としてはそれはしたくない。見込めないところは、最後の最後まで見込まずに、4月1日に確定した段階で新採教員で配置をお願いしたい。

細野委員　だから、4月になって余りました、では、別のところへ行ってくださいというのは何でできないのですか。

小田原委員　　そういう制度はあります。グリーンカードとかよく言うと思うんです。

新井指導室主査　　最近はありません。ないというか、出ないように努力しております。

小田原委員　　僕に言わせると、下手なんです。だから、僕は、都を責めるだけではなく、市の方が下手をやっているという、そういう感じを受けるんだよね。

細野委員　　要するに、今緊急に手当てしなきゃいけない学校はどこかというのをやりたいから、それについて教えてください。

齋藤委員　　それは全部ですよ。

小田原委員　　だから、部活動なんていうのは、1人増えるからといって、1人教員を入れる必要はないです。40人のクラスなのか、30何人のクラスなのか、これは大きい。

齋藤委員　　部活動の問題はまた別についてくる話で、その先生がやるかどうかは別問題です。

細野委員　　プラス1なのか、プラス10なのか、いろいろあると思う。

新井指導室主査　　全部プラス1でございます。例えば、陵南中がありますけれども、陵南中は2年生が120人の見込みが121人だった。

細野委員　　確か中学校は自由選択でしたよね。工夫できませんか。例えば甲ノ原中が1名多いでしょう。その近くに別の中学校があって、うちの方はまだ80名っていないから甲ノ原の生徒さんにうちに通ってもらいましょう、みたいなことはできませんかね。

小田原委員　　できないでしょうね。

齋藤委員　　全く素朴な、私は勉強不足で保護者レベルの話かもしれませんが、世の中には教員になりたい人間は今でもたくさんいるわけです。今回、このことについて東京都がしっかりとその状況を私たちの読み違いだった、済みませんでした、これからとにかく新規採用をまた行いますと、新しくテストをしてちゃんと新しい教員を採用すればいいじゃないですか。それはできないんですか。

小田原委員　　個別のカードではなくて、ほかの区市に過員はいないの。先ほどのグリーンカードみたいな話はないんですか。

新井指導室主査　　確認したところは、ありません。

小田原委員　　疑問に思うのは、4月2日で11名申請したわけでしょう。8日に返事が来たわけでしょう。その間、6日間都は何をやっていたの。8日になって、ゼロ回答。9日になって、今度は2人つけたんでしょう。その6日間というのは、何をやっていましたか。ゼロではなくて、何人かつけようと一生懸命やって、やはりゼロでしたと6日もかかった

わけですか。その辺がわからない。それで、クレームをつけたら1日で2人くれたという話ですよ。そこのところのからくりが非常におかしい。

八王子が38人のうち9人もいたというのは、やはりおかしい。八王子は軽く見られている。見られている原因はいろいろある。新校担当主幹がいなくなったからあれだけども、新校担当主幹あたりも信用を失っちゃったわけだから、新校担当主幹が失ったんではない、ほかのところから主幹は割の悪いところを食っちゃったわけなんです。だから、この中身を本当に知りたい。どうしてこうなっているのか。

齋藤委員　ですから、私は市教委として責任はないわけですから、何とかこの9名は増員してくださいと要請すべきです。増員ではないですよ。ちゃんと適正配置をしてくださいとしっかり言っていたきたい。何としてもこの9人については、いい教員をちゃんと連れてきてほしい。それは市教委としてしっかり言っていたきたい。

小田原委員　責任がなければねそうですね。僕は逆にあるような感じがするんだけど、なければその主張をしていただきたい。

齋藤委員　ないとおっしゃっているんですから、何としてもそれはしっかりしてもらいたいです。都教委の見込み違いで仕方がないとやったら、本当にこれで迷惑をこうむるのは子どもたちですよ。

小田原委員　だって、4月1日になって、ある保護者が突然この学校へ通いますと本当に言ってきたのですか。そこがわからない。それまで、だれもキャッチしていなかったと言えるのか、八王子の責任はないというふうに言えるのか。

齋藤委員　ぎりぎりの線で恐らく言っていたんでしょうね。

小田原委員　4月1日になって転勤したとか何とかという話は、よほどのことでなければいけないわけです。4月1日ですよ。1日になったら、1人増えたという話は、どう考えたって理解しにくい。何かあるかもしれないけれども、そういうことがあって11人増えた。

新井指導室主査　それは、当然11人分全部が1日に増えるんです。

小田原委員　3月31日から4月1日の段階で、1日で変わったわけですか。

新井指導室主査　決してそういうわけではございません。

小田原委員　それまでにキャッチできなかった方の責任というのはありませんか。そういう努力をしていなかったと言われませんか。キャッチできなかったというのは、八王子は広いからという話になるのですか。

名取委員長　いろいろ要因はあるかと思いますが、今ここへ来てそういうことを言

っても先へ進みませんので、実際問題、新しく教員を配置されるのは秋ですね。新採をやってくれたとして、現在フリーでいる、今勤めているところをやめられるような人がぱつと来られる、その人をねらうしかないですね。ですから、そのことをなるべく都の方へ申し上げて、大至急送っていただくように、働いていただくよりほかは今のところは手段がないと思います。

齋藤委員 ほかに手段がないんですか。

成田教育長 ないんです。

齋藤委員 いや、そうではなくて、今言ったように、東京都が謝るべきです。私たちが読み間違えだったことを新たにテストして、新しい先生を募集しようと言ったらいいじゃないですか。なぜそれができないんですか。最終的には東京都の責任なんです。こんなことを絶対許してはだめだと私は思います。だから、東京都がきちんとおわびして、私たちの読み間違いだったので、これで5月採用、6月採用でもいいです。新たに先生たちを募集しますと募集して、新たな、きちんといい先生を雇いましょうよ。

名取委員長 それは、条例で、試験の期日が決まっているものですから、特例はまず無理でしょうね。

小田原委員 特別採用なんかをやればできるんじゃないかなと思いますけれどもね。

齋藤委員 秋まで待つのではなくて、私はぜひそのあたりを検討していただきたい。

成田教育長 本当に1日たりとも子どもたちの前に教師がいないということは避けなければなりませんので、私どもとしては、まず、非常勤講師について、まず私たちがいい先生を探していく。そして、都に向かっては、必要時数、これを確保させること、それから、あと分掌に扱う時数、これがプラス・アルファできるかどうかという形で投げているという形で事務局の中では話しているところです。

新規採用というのを東京都に向かって言うことは確かに言えるかもしれないんですが、採用試験まで待つというようなことは、とても時間的には苦しいところでございますし、可能性としては、私どもの情報の中では厳しいなと思っていますので、今、そういう段階で検討しているところです。

細野委員 意見です。各学校について、ほとんどみんな1名ですよ。これは、読み違えができるのは当たり前の話と思う。神様ではないですから、常にこういうことが起こるわけです。そうしたら、40人学級というのは、今これは制度的に動かせないとするならば、我々は制度的に何が使えるかということ、学校自由選択というのがある。それで、自由選択

の中でこれを生徒の調整機能として使うためにはどういう工夫をすればいいか。

近くに中学校があるわけでしょう。そこが、例えば1名まだ余分のクラスがあるとするならば、39人だったら、そっちに行っただっていいわけです。そういう工夫ができないかというのを考えてほしい。絶対この1名とか、欠員人事というのは毎年出てくる話ですよ。

新井指導室主査 欠員はございません。毎年は新採が入ります。

細野委員 そんなにないの。

新井指導室主査 今年のようなことはかつてなかった。

小田原委員 欠員は起こらないけれども、学級の変動は年じゅうあるわけです。だから、それをやればいいんだけど、このようにたまたま欠員になったけれども、そうでない、1人増えることによって先生が1人来るということがありますから、だから、ほかの学校へ行ってくださいと学校は言わない。

齋藤委員 それは言えないですよ。

細野委員 いや、言えるんです。要は、こういうことはこれからしょっちゅう起こります。4月ぐらいになると、職がなくなったから、東京へ行こうというケースが出てくる。そういうことは想定されます。そうしたら、八王子としては、どうこれを対応すべきなのか。それも根本的に考えなければいけない。今の話では全然だめです。これは対処療法でしかないから。そうすると、制度的な工夫をどうするかということこれから考えなきゃいけないと思います。どういう工夫ができるのか。

東京都はないそでは振れないというのは当たり前前の話です。どんなに需要がなくなったって、新採用というのは秋しかないわけでしょう。そうすると、4月から8月まで、どうしても待たなきゃいけない。

齋藤委員 でも、極めて具体的な話になってくると、どこの学校だって、今、何で学校選択制になってきたかという、1人でも多くの生徒を採って、各学校、1人でも多く教員を欲しいわけでしょう。

細野委員 そのためにやっているのですか。

齋藤委員 そうやっていい先生たちが集まってくれば、学校は盛り上がってくるじゃないですか。だから、そうだとするならば、1名どこか違う学校に行ってくださいなんて、どこの中学校だって絶対言わないと思います。1人増えることによって、教員が1人来るんだったら、絶対離さないですよ。

小田原委員 小学校の場合は支障が起こるんです。担任制だから。だけれども、中学の場合には、クラスが増えるからといって、支障はそんなに起こらないです。実質30時間増えるだけの話だから。30時間と云って、1人が30時間持つわけではなくて、英語だって、3単位とか4単位だから、教科では4時間分が増えるだけです。だれか1人、4時間だから、3人とか2人いれば、2時間増えるだけの話ですから、実質的な被害というのはあまりない。僕はそう思う。だから、余り大げさに考える話ではないという語弊があるかもしれないけれども、ただ、1人増えたために、どれだけの仕事が増えるかという話だと思うんです。僕はそんなに増えるとは思わない。

細野委員 教員サイドの話ですね。

小田原委員 そうです。学級数がふえれば、きめ細かな指導ができるようになる。それは確かに行き届いた指導ができるというふうになるだろうと思います。

細野委員 そうすると、実害は生徒ではなくて、教師側のオーバーワークですか。そんなに大げさな話ではないですね。

小田原委員 中学校だからです。小学校は、担任を1人つけなければならなくなるから、ぎりぎりの数できていますから、大変ですけども。

細野委員 そうしたら、今の話はすごく大事で、いい非常勤講師を採った方がいいかもしれないですね。

小田原委員 八王子なんかは、例えば中大の大学院生を連れてくる。しかも、4時間とかではなくて、18時間授業を持ってください、そういう人を雇う。言っては悪いけれども、今いる教員よりはいい授業をやるかもしれませぬよ。

名取委員長 話は大体わかったようですので、ぜひ指導室長から話を聞いて、そして、この項を閉じたいと思います。

齋藤委員 ちょっと待ってください。ここで結論は、非常勤講師ということですか。この話の結論をはっきりさせていただきたい。私は、全然それは納得していませんよ。この9人については、しっかりと東京都に言っていただいて、ちゃんとした、いい教員をもらってきてください。

小田原委員 うちの方に責任がない場合ですけども。

齋藤委員 しっかりと強く言っていただきたいです。

岡本学校教育部参事 2点について確認させていただきました。とにかく引き続きよい新採教員を送るべきだという姿勢は今後も貫いて東京都の方に要求していきたいと思っております。

けれども、よい非常勤講師を獲得するには、早く動かなければなりませんので、それは同時に進めてまいりたいというふうに考えております。

名取委員長　　そういうことで、ありがとうございました。

では、スポーツ振興課から報告を願います。

山本スポーツ振興課長　　それでは、スポーツ振興基本計画について報告をさせていただきます。

スポーツ振興課の方では、八王子市のスポーツ・レクリエーションを総合的かつ計画的に推進していくための基本計画を策定しているところですが、平成15年に、1年間かけてスポーツ振興基本計画の策定委員会を通じて、答申案の策定をお願いしておりました。その答申が3月25日に教育長の方に手渡されましたので、お手元の方の分厚い資料、今もらっても困るよということになるかもしれませんが、この答申の内容について、担当の方から説明をさせていただきます。

なお、この答申につきましては、今後スポーツ振興課が中心となりまして、関係所管と調整を重ねた上で、今年の9月までには八王子市のスポーツ振興基本計画として発表していきたい、そのように考えております。

それでは、担当の方から説明をさせます。

遠藤スポーツ振興課主事　　お手元の資料、分厚いものですが、昨年の6月に、このスポーツ振興基本計画策定委員会というのが発足しまして、お手元の資料、後ろの方ですが、85ページ、これが委員会委員という形になります。選出としまして、八王子市の様々なスポーツ団体等がございますので、各種団体の代表の方々、あと学校関係、校長会の方からの選出、あと一般市民の方からの御意見も伺うということで、市民公募、あと学識経験者、スポーツ関係の学問を専門とされているの方々、社会教育委員等で構成しまして、スポーツをいろいろな角度から検証していただきまして、お手元の答申をいただいた次第であります。

この計画につきましては、八王子市の基本構想基本計画、八王子ゆめおりプランの中の生涯スポーツ社会の推進という中に施策の展開といたしまして、スポーツ振興計画の策定という項目がございます。それにのっとり、委員会の方から計画はどういうふうにあるべきか、いろいろな項目について御提言、答申をいただきました。

昨年の6月に発足したということで、次のページの86ページが会議開催の経過という形になりまして、このような内容のことについて、全12回、プラスこれら議論いただい

たものを文章化していただく編纂委員会というものを組織いたしまして、編纂委員会が4回、合計ですと16回の会議を重ねてこの答申がなされました。

計画の内容といたしまして、これを全部説明していくと時間がかかり過ぎますので、お手元の42ページ、43ページ、一応これが答申、提言のまとめという形になっておりますので、19の提言をいただきました。一応このような内容のことを重要施策として、解決するための施策としてこのようなことが挙げられるということでお答えをいただいたんですけれども、会議の中でも特に重要とされるのは、まず提言の9番、総合型地域スポーツクラブの実現ということで、地域密着型のスポーツクラブを立ち上げましょうということが1つ。

あと提言12、学校へのサポート体制の確立、これだけだとわかりづらいんですけれども、学校の授業、並びに中学校などは部活動などもございますので、部活動の顧問の問題、生徒数の減少、いろいろな問題を抱えておりますので、そこら辺の部分で何らかの形で、先ほど言いました提言9でも申し上げました総合型地域スポーツクラブが学校へのサポートに回るなり、指導者バンクをつくって、その指導者バンクがサポートへ回るといったようなサポート体制の確立が必要ではないかという提言でございます。

そして、提言15、スポーツ振興審議会の設置、これは、特に市町村では設置義務はありませんけれども、53万都市を誇ります八王子市におきまして、スポーツに関するさまざまな分野において審議していただく、そういう審議機関等を設けて、いろいろな部分で討議していただく。そういう審議機関が必要ではないかということで、提言15の審議会の設置ということが挙げられてきました。

重点的な施策としては、この3つが挙げられるものと思われまして。

一応そんなような形の答申がなされて報告がされました。最初に説明もあったとおり、この答申をもとに、スポーツ振興課の方を中心といたしまして、全庁的な取り組みで、スポーツ振興基本計画の策定を本年の9月をめどに考えております。

以上です。

名取委員長     ただいまスポーツ振興課からの報告が終わりました。

本件について何か御質疑はありますか。

小田原委員     まず要望は、こういう場合は、1枚で概要を表示してほしい。これはいつも言っている。

あと、ざっと目を通したところ、総合型地域スポーツクラブがよくわかりませんけれど

も、老人から若者までということをもって総合型というのですか。種目がいろいろあるということで総合型というのですか。

山本スポーツ振興課長 両面ございます。総合型は、種目がいろいろでという部分の総合と、多世代にわたるという総合と、その両方を合わせて総合型と言っています。男女も当然入ります。

小田原委員 これは、先ほどの説明によると、まず第1に挙げた提言の一番大きいことと見ていいですか。

山本スポーツ振興課長 そうですね。この総合型の地域スポーツクラブについては、国のスポーツ振興法にも触れられておりますので。

小田原委員 それはいいです。八王子が先端を切ると考えてください。

山本スポーツ振興課長 先端といいますか、もう既に国のモデル事業として、平成12年から始めているところもありますので、先端という感じにはならないと思います。

小田原委員 長池かどこかの話ですか。

遠藤スポーツ振興課主事 近いところだと、足立区、練馬区などです。

山本スポーツ振興課長 八王子はこれからです。

小田原委員 練馬はやっているわけですね。それと、その次に挙げたのが学校のサポート体制の確立と言いましたね。私は、そうではなくて、学校の子どもたちが3つも4つも地域に集まって、1つのチームをつくるようなことを進めるべきだと思う。だから、学校を支援するなんてことは言って欲しくなかった。

山本スポーツ振興課長 一応いろいろお話が出た中で、学校によって、まだクラブとして存続できるようなところで、そういうところでリーダーとなる顧問がない、そういうようなケースですとか、当然まず競技をする人数、生徒数が足りない、そういうところもあります。また、地域によっては、幾つかのところでは既に剣道なんかは始めているようなところもありまして、そういうのを一緒にたにする形で、今のような学校をサポートするような形での提言が出されております。

小田原委員 それは、中体連があるからそういう提案がでてくるのだらうと思うんです。中体連はいりませんよ、みたいなことを言わないと、私の言っているようなことはできてこない。だから、いりませんというのは極端な言い方だけれども、地域の中学生のスポーツ団体も中体連に加盟している学校として認めるという話になっていかないと、この相反する話を進める形になってしまう。

山本スポーツ振興課長 その意見は出ておりました。

小田原委員 もう1つ。小学校を支援するというんですけれども、小学校の先生は全科の先生ですから、体育の専門が少ないのは当たり前の話なんです。この話は、他に頼るとい  
う話でなく、先生達もしっかりやってくださいという話だと思っんです。お手伝いしても  
らう分には一向に構わないんですけれどもね。

齋藤委員 1つ質問をよろしいですか。すぐお金の話をして申しわけないんですけれども、  
バリアフリー化の推進だとか、いろいろなことを考えていくと、みんなこれはお金がかか  
ってくることですよね。これの予算はどうなっているのかということ。ほかに、今の小田  
原先生の話で、私はPTAをずっとやってきましたから、中学校の部活動の必要性とい  
うのはすごく感じていますが、地域総合スポーツクラブをつくっていくとなると、こ  
れは無償でやってくれるんですか。

つまり、お金のある子がいろいろなところに習い事は行ける。ピアノを習いにいくのと  
同じように、サッカーをやりにいったり、野球をやりにいったり行けるけれども、今学校  
の部活動の一番いいところは、教育の一環として、無償で学校の中でいろいろなスポー  
ズができるということが大きな利点の1つだと私は思っているんですが、これがもし総合  
型地域スポーツクラブができ上がったらば、そこにサッカーをやりたい、野球をやりたい  
という子どもがみんな無償で引き受けてくれるんですか。

つまり、みんなお金が絡んでくる話で、予算が見えてこないから、実現可能なのとい  
うのは疑問として思います。

山本スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブの1つの条件としては、有償というこ  
とがあります。会費を払ってやってもらう。ただ、施設ですとか、そういった建物等につ  
いては、教育委員会がある程度支援していくという考え方で展開されているところが多い  
ものですから、一般の民間のクラブよりは安い料金でそれなりのスポーツが楽しめる。そ  
のようにある意味での受益者負担というような考え方で展開していく形になると考えてお  
ります。

小田原委員 僕は、それは同じだと思うんです。中学校だって、部活動の道具なんていう  
のは生徒会から出ているわけです。生徒会費は自分たちで払っているわけだから。そう  
いう点では、受益者負担というのはそんなに差はないと思います。

齋藤委員 いろいろな選択があつていいと思います。もちろん、これは推進していい  
と思います。やりたい子は、学校のクラブよりもっとレベルの高いものを求めていく子

がいるわけですから、だから、推進していくのはいいと思います。だからといって、学校の部活動はつぶしていいかといったら、これは別問題で、そちらの推進の方もやっていただきたいなと私は思います。

小田原委員 レベルの高い子はそっちへ行って、レベルの低い子だけの学校部活動をやるわけですか。レベルの高い子も低い子も含めて参加できる地域スポーツクラブというのをつくっていかなければいけない。学校にこだわってはいけない。将来の国のスポーツというのも考えなきゃいけないと思うんです。

東京の場合であるけれども、1つは、中学校は全体的に小さくなっているわけですから、大きい中学をつくっていくことは1つ必要だということがあります、もう1つは、小さい学校であれば、こういった地域のスポーツクラブをつくりましょうとすべきだと思います。

齋藤委員 長い将来的なことを考えていくと、大きく変わっていくところは当然あるかと思いますが、私はそのあたりの先のことは読み切れないところがあるかもしれませんが、今部活動があるから学校に行ける子たちもたくさんいるということは事実だと思います。

小田原委員 それは、本末転倒です。学校は勉強しに行くところであって、部活動は別です。人間形成とか人間関係をどうするという話は、もっと別なことを考えるべきだと思う。

齋藤委員 大きく変わっていくところかもしれませんね。中体連の先生なんかは、小田原先生は違うとおっしゃるかもしれませんが、部活動が教育の一環であるということは言っていますよね。先ほどの予算化の話をお聞かせ願えますか。

山本スポーツ振興課長 予算については、確かに施設を新たにつくるとか、そういう部分ではなかなか難しい部分がございますけれども、少ない予算の中で、施設などについてもより提供しやすい形といいますか、そういうようにしていくしかない、そのようには考えております。ですから、提言をいただいておりますけれども、この提言19すべてを網羅して対応していくということは、最初からは難しいと思っておりますので、できることから、また必要なところから順次進めさせていただいて、先ほどの提言15番のスポーツ振興審議会などにも、施設の整備などについては改めて諮って、具体的な提案などをいただければと、そんなように考えているところです。

齋藤委員 今現在は、予算化は何もない、ゼロということですね。

山本スポーツ振興課長 今現在は、まだ振興基本計画を答申としていただいたところです。

ので、基本計画として考える段階では、ある程度具体性を持たせたいとは思っておりますけれども、現時点では市民の方々からの答申ということで御理解いただければと思っております。

名取委員長　　ということで、この項はよろしいですね。ありがとうございました。

山本スポーツ振興課長　　また改めて基本計画の段階では、案の段階で御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

名取委員長　　次に、中央図書館から報告願います。

西野生涯学習スポーツ部参事　　それでは、口頭にて報告をさせていただきます。

　　昨日4月13日でございますけれども、東京都教育委員会教育長から、八王子の中央図書館が平成16年度子ども読書活動優秀実践図書館としまして文部科学大臣表彰が決定をしたとの連絡がございました。一定の評価をされたものと考えております。

　　表彰式典につきましては、4月23日の子ども読書の日におきまして、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われる予定となっております。

　　また、今回都内の表彰図書館につきましては、八王子中央図書館を初め4館が受賞となりました。

　　報告は以上でございます。

小田原委員　　そんな話も余り喜べない。だって、一定の評価と言うけれども、何が評価されたのですか。

西野生涯学習スポーツ部参事　　子ども読書活動推進計画を15年の3月に作成をいたしまして、これを推進しているところでございます。各市におきましては、推進計画の決定がなかなかされない。第1番目の八王子の評価としては、この推進計画を作成して、これを推進していることだということが評価されたのだと思います。

小田原委員　　計画が出て1年たたないうちに表彰されるわけですか。

西野生涯学習スポーツ部参事　　それは向こうの基準でございますので。

小田原委員　　順番で回ってきただけの話ではないかということです。去年、どこがもらったか知りませんが、今でももらえなくて、八王子の方がおくれもらったという話ではないのですか。前回、八王子が表彰されたのはいつですか。

西野生涯学習スポーツ部参事　　前回の表彰の日時については調べてございませんが、去年につきましては、立川と中野区の2館が表彰されたようでございます。

小田原委員　　僕は、ただ単純に喜ぶのではなくて、順番でやっているようなところがある

から、何が本当に評価されたかと思ってしまう。計画で表彰されるなんてとんでもない話だと思います。計画が実施されて、その実施された部分がすぐれていて評価たるものであるから表彰されたという話をしてほしいです。余分なことですけれども、単純に喜ばないでほしい。

名取委員長　　そういう意見もありましたということです。よろしいですね。

齋藤委員　　一言つけ加えるとすれば、中央図書館は私もたまに行きますけれども、利用者は多いですね。頑張っていると思います。

小田原委員　　日比谷図書館に行ってみてください。

名取委員長　　ほかに何か報告する事項はございますか。

坂本学校教育部長　　特にございません。

名取委員長　　他にないようであります。

小田原委員　　本当に何にもないの。

坂本学校教育部長　　この後非公開の方に入ります。非公開の中で1件報告させていただきたいことがございます。

小田原委員　　何点かお願いしたい。まず、表彰について。以前、表彰制度について見直していたことになりましたけれども、その後どうなったか、表彰したのかどうか。それが1点。

2点目は、これはすぐに出てこないかもしれないけれども、教員の定期異動についての総括。なぜかという、先ほど申し上げませんでしたけれども、国旗国歌のときに、入学式でゼロかと思ったら、そうでなかったというのは残念です。そのうちの1つ報告をいただいたときに、小学校で1校2件。1校2件というのはどういうことなのかと不思議に思ったんです。心配したことは起こった。教員を異動させたために、2名がこういうふうになったと僕は思っている。

もう1つ、この時期になったら、教員の資質向上ということでもって、夏休みにまた何かやると思うんですけれども、トータル的に教員の資質向上がどういうふうに行われているかというようなことについて示して、夏休みだけを評価するのではなくて、新採が何人か今回も入ったと思うので、そういうのから始めて、どういうふう育てようとしているのか。こんな現実を含めて、示してほしいです。

とりあえず3つ。

名取委員長　　議長をしながら申しわけないんですけれども、私も1つお願いしたい。中学

校の方なんですけれども、生徒の異動です。例えば、その学校に本来なら何名来るべきだったか。それが私立へ何名行ったのか。それから選択で何名出たのか。選択で何名入ってきたのか。それで最終的に何名の在籍になったかということをお教えいただきたい。後で結構ですから。

小田原委員 それに加えれば、小学校ごとで、できれば経年の二、三年でいいですから。

細野委員 私のほうからも1つ。学校に行きましたら、先ほどの不審者の話などもそうですけれども、各学校が今どういう行事をやっているのかなど目抜き通りというのかな、そういうところにPRする。それから、今のお話にもありましたけれども、私立の学校へ行っている親御さんだって、今地域の学校で何をやってどんな行事をやっているのかということを知りたいと思うんです。

そうすると、地域の中の学校だなという意識ができる。そうすると、自分の子どもは行かなかったけれども、そういう保安のボランティアなんかには私に行こうかということもあるかもしれない。そういう印刷費とかそういうものを出せるのかどうなのか。それをちょっと工夫してほしい。要するに、各学校がどういう広報をしているか。僕なんかはそこで点数をつけてあげてもいいと思っている。

坂本学校教育部長 幾つかこの場でお答えいたします。

まず1点目の校長退職者の表彰につきましては、今年度のものにつきましては、感謝状を贈呈するという事で、特別にその中で成績が特に優れた者に対しては、別途表彰することになりますけれども、今年度については、その表彰をするということについて、枠組みそのものができ上がっておりませんので、表彰するという事は予算にありませんでした。

定期異動の総括は、次回で御報告を申し上げようというふうに思います。

あと生徒の異動の状況ですが、学級編制といいますか、この入学の状況は後ほど懇談の方で具体的にしたいと思っております。まだ最終的な数字のところについておりませんので、途中経過的な意味での報告は少しございますけれども、幾つか御要望いただいておりますので、それについては今後のためにとっております。

あと研修の問題ですとか、学校行事のPR、それは受けとめさせていただきましていただきたいと思います。

小田原委員 年度末、全部の退職する校長を表彰するというのはおかしいよと言ったのは、全部感謝状に変えるということと違います。だから、その枠組みができていないというの

もおかしな話です。では、感謝状を贈るということについては、枠組みができていたからやったわけですか。その感謝状を贈るという話のときに、同時に表彰も考えてください。表彰するに足る校長がゼロだというふうに言っちゃっていいのですか。僕はそうだと思うから言っているわけで、全部感謝状にするのではなくて、中に1人でも表彰すべき人がいたら表彰としてやるべきだということです。やらなかったというわけですから、今からでもいいから、表彰すべき校長、退職されたら後追いでいいから、表彰してほしいと思います。

細野委員 退職する人たちの全部業績というか、そういったものの一覧表を出してほしい。この人、優れているなという人は、単なる感謝状でなくて表彰状にしましょうよと、僕たちが判断してもいいはずなんです。八王子はそういうことをやっているという少しは出してほしいと思います。

小田原委員 感謝状を全部やったら、一生懸命やった校長は、何だ、結局みんな同じかとなってしまう。いろいろな事情があるんだろうけれども、定年前にやめる人だっているわけですね。それと同じにされたら、ぎりぎりまで一生懸命頑張った校長は、やっていられないと、そういう人は言わないはずなただけけれども、ほかがみんなそういうふうに見ちゃうから、やはりまずい。

名取委員長 思い出があってもということがこの委員会の御意見ですね。ぜひ努力していただきたいと思います。

細野委員 全員こう思えばいいんですよ。まだ間に合いますよ。ぜひ出してほしい。

名取委員長 ここで6時まで暫時休憩をとります。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

また、事務局についても、関係部長、参事及び課長及び担当者のみ出席をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

【午後5時50分閉会】